

---

平成28年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

平成28年12月16日(金曜日)

---

議事日程(第2号)

平成28年12月16日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(14名)

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	8番 松井 岑雄君
9番 尾元 武君	10番 新山 玄雄君
11番 中本 博明君	12番 久保 雅己君
13番 小田 貞利君	14番 荒川 政義君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 福田 美則君	議事課長 大川 博君
書記 岡本 義雄君	

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君	代表監査委員 …………… 西本 克也君
副町長 …………… 岡村 春雄君	教育長 …………… 西川 敏之君
公営企業管理者 …………… 石原 得博君	総務部長 …………… 奈良元正昭君

産業建設部長	……………	池元 恭司君	健康福祉部長	……………	平田 勝宏君
環境生活部長	……………	佐々木義光君	久賀総合支所長	……………	松田 博君
大島総合支所長	……………	奥村 正博君	東和総合支所長	……………	中田 兼歳君
橘総合支所長	……………	青木 一郎君			
会計管理者兼会計課長	……………				木村 秀俊君
教育次長	……………	岡野 正徳君	公営企業局総務部長	…	藤田 隆宏君
総務課長	……………	中村 満男君	財政課長	……………	重富 孝雄君

---

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。12月7日の本会議に続き、お疲れさまです。これから本日の会議を開きます。

7日の田中議員の質問への答弁に訂正があるとの申し出がありますので、発言を許します。青木橘総合支所長。

○橘総合支所長（青木 一郎君） 12月7日、田中議員さんの各総合支所の小規模工事等の質問に対しまして、当初予算額500万円と流用額210万円と9月補正額の900万円の合計1,610万円とお答えしましたが、流用額が239万2,000円の誤りであり、合計1,639万2,000円に訂正し、おわびいたします。

失礼しました。

○議長（荒川 政義君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告が4名でありますので、通告順に質問を許します。7番、平野和生議員。

○議員（7番 平野 和生君） おはようございます。えらい寒うなりました。きょうも浮島から来るのがやっとなで、一生懸命エンジンを気にしながらやって参りました。通告どおり、3点ほど御質問をさせていただきます。

まず最初に、イノシシ対策の強化をということで質問をさせていただきます。

今回の後援会活動、選挙運動等を通じて、特に要望が多かったのがイノシシを何とかしてくれということでございました。特に、独居老人の方々の声が多くあったと記憶しております。町としてもさまざまな対策を立てられておりますが、いま一度、スペシャルチームなるものをつくるなどして、生活弱者のイノシシに対する不安を取り除くよう強く求めます。

続きまして、中学校統合早期実現を。

生徒数の減少から、中学校の統一はやむを得ないと考えます。場所は地理的観点から久賀にするのがモアベターと考えております。既に中学校のない日良居地区では自由校区となり、町内の中学校を選べるわけですが、私の住んでいるところでは兄弟で別々の学校へ行く、弟が来年の4月から中学生なわけなんです、そういう話があり、両親は大変困っております。特に、男の子のことで大変申しわけございませんが、男の子はサッカー、野球部ができる中学校が必要と考えます。

最後に、保育料の完全無料化を。

現在の保育料は、2人以上の子供が同時入所した場合は1人の保育料だけでよいとのことですが、周防大島町の大きな目玉の施策として、町長には大島大橋から飛び込むつもりで、全幼児の保育料の無料化を望みます。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 平野議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

まず、イノシシ対策の強化についてということでございました。

議員の皆様も既に御存じのとおり、イノシシにつきましては平成14年度に捕獲をして以来、毎年駆除をしているにもかかわらず、農作物の被害は増加の一途という現状でございます。

また、生息頭数の増加が原因と思われそうですが、住宅地近くでの目撃情報も多く寄せられて、その対策についても大変苦慮している状況が続いております。

これまで猟友会による町内全域での継続的な捕獲活動を行う中で、捕獲頭数につきましては、平成25年度が1,290頭、平成26年度が前年の25%増の1,621頭、平成27年度はさらに9%増の1,763頭というふうに伸びてきております。毎年増加しておるわけでございます。

ちなみに、平成28年度の9月末現在での比較ですが、前年758頭に対しまして、28年度は933頭となっております。有資格者の増員や捕獲技術の向上によることも一因ではないかというふうに見ておるところでございます。

さて、平野議員さんの御提案のスペシャルチームと称する組織については、町の職員とか、または大島郡猟友会を中心に、有害鳥獣全般に係る指導とか、助言の行える体制づくりを現在検討しているところでございまして、新年度でそのような体制ができればというふうに検討しているところでございます。

今後も被害を最小限に食い止めるために、捕獲は猟友会の方々の協力を仰ぎながら、継続的に実施して参ります。さらに、関連としての捕獲用の箱わなにつきましては、現在21基が猟友会の会員の管理のもとに町内の出沒ポイント各所に配置をされておまして、捕獲に効果を上げて

いるところでございます。

今年度も新たに10基を購入し、これからも引き続き計画的に、この箱わなも増やしていきたいというふうに今思っているところでございます。

一方、捕獲以外につきましては、まず、3戸以上が隣接した一団の農用地を対象とした侵入防止柵等の設置を支援する、これは国の補助事業でございますが、これの活用とか、さらには、町独自の防護柵等の設置経費補助による防御対策も継続的に実施していくというふうに考えております。

3つ目として、すみ分けであります。農地・集落周辺の環境改善による生息地管理を取り入れていきたいというふうに考えておるところでございます。

イノシシの被害対策は、捕獲と防御とすみ分けの3本柱で考えておるわけでございますが、山口大学との調査研究、これはイノシシ防御のための基礎研究でございますので時間もかかるのではないかと考えておりますが、その山口大学との調査研究及びジビエ等の活用を取り入れた事業、これらにも取り組んで参ります。

町民の皆様におかれましても、畑に果実の摘み残しとか、または残飯を捨てない等、鳥獣が寄ってこないような環境づくりに協力をお願いいたすところでございます。

なお、今期定例会初日に、町議会におかれましても猪対策特別委員会を設置され、イノシシ対策の調査・研究を行うということになりました。平野議員さんも委員でもありますので、今まで以上にイノシシ対策の実りある協議とか、または、その研究が進むことに、私たちが大きな期待を寄せているところでございます。

中学校の統合の早期実現については、後ほど教育長のほうからお願いをいたします。

保育料の完全無料化についてという質問をいただいております。

本町の保育料の軽減対策につきましては、従来町単独による保育料の減額、多子世帯保育料等軽減事業に加えて、平成25年度から保育所同時入所2人目以降無料化事業を実施いたしております。国の保育料徴収基準というのがございますが、これに対しまして、平成27年度の決算ベースにおきましては約52%、金額にすると5,987万6,000円の軽減が行われているというところでございます。

このことは、子ども・子育て支援法に基づいて行われております周防大島町子ども・子育て会議におきましても、保護者の方とか、または、子ども・子育て会議の委員さんからは、大変高い評価をいただいているというところでございます。

また、平成28年度より国の新たな制度によりまして、低所得の世帯についてでございますが、第2子の保育料が半額に減額されました。そして、第3子以降は無料化されるということになりました。さらに、低所得のひとり親世帯等については、第1子の保育料が半額に減額、第2子以

降は無料化されるということになりました。

町といたしましても、若者の定住にもつながる子ども・子育て支援の充実は、まさに幸せに暮らせるまちづくりの重要課題の1つであると認識をいたしておりますが、平成27年度より、中学卒業までの子供の医療費を完全に無料化をいたしております。これは所得制限もなく、全ての中学卒業までの医療費を無料化しております。

さらに全ての保育料をこれに重ねて無料化するということにつきましては、一番の問題は、恒久的な財源の確保が最も重要であるというふうに考えているところでございます。合併による財政支援も平成31年度をもって終了するということになります。そして、さらには人口減少に伴います地方交付税の減額など、本町の財政環境はますます厳しさを増すということが予想されているわけでございます。

義務的経費であります扶助費の増大につながる保育料の完全無料化については、慎重の上にも慎重にならざるを得ないという状況であるところでございます。

また、国も保育対策として、低所得世帯の保育料軽減を今年度から実施したばかりであることや、医療費も保育料も全て無料であるということで本当にいいのかどうか、それとも、別の形でさらなる子育て支援の充実を図るほうがいいのではないかというような御意見もございます。これらも総合的に検討して研究をしていきたいというふうに考えております。

これらのことを勘案した上で、町財政の将来を見通しながら、今後、その他の子ども・子育ての支援策も含めて、慎重に検討すべきであろうと考えておるところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 平野議員さんの中学校統合早期実現をについての御質問にお答えいたします。

この中学校統合問題につきましては、これまでの答弁の中で、改選後の町長さん及び新しい議員さんによる新体制、さらに、新しい教育委員会制度による新教育長が任命された中で、今後の方針の取りまとめをしていくと説明しておりますので、まず最初に現在までの経緯について、少し説明させていただきたいと思っております。

中学校の統合問題につきましては、教育委員会としては、平成19年4月に出されました小中学校統合問題推進協議会の答申書及びその答申書を踏まえた周防大島町中学校統合方針を尊重するという教育委員会会議での方針をもとに進めているものであります。

この統合方針の中で、平成21年4月に、第1段階として情島中学校を除く他の8中学校を4校に統合します。その後、各学年が100人を切る平成29年に全中学校を1校に統合し、学級数では9学級、生徒数では約280人となる新中学校の開校を目指しますとなっております。

また、協議会答申の中に、平成29年4月に1校への統合を目指す、社会の情勢の変化や保護者・地域の声に配慮しながら進めることと記載されております。

このような方針のもとに行った、昨年度の中学校統合に関する町民意識調査の結果は、学校・家庭・地域のうち、保護者は統合賛成系意見と反対系意見がほぼ拮抗し、現役中学生は統合反対系の意見が多く、他方、学校の教職員と地域代表である学校運営協議会委員は賛成系の意見が多くなっております。

このため、教育委員会としては、この学校・家庭・地域の各代表者により構成されている各学校運営協議会がこの問題を協議する場として最もふさわしいと考え、本年2月に町内5カ所で各地区ごとの学校運営協議会を開催しております。

この会議において町民意識調査結果を説明するとともに、1校統合検討のたたき台として、1校統合のメリット及び統合校舎を久賀中学校校舎と想定する案を示し、本年11月までに7項目にわたる中学校1校統合に関する意向調査の取りまとめをお願いしてきております。

そして、4月からの1学期において、この検討項目のうち、1、校区の子供たちがどのような子供たちに育って欲しいか。2、町内全体の子供たちがどのような子供たちに育って欲しいか。3、育って欲しいと願うように子供たちが育つためには、どのような学校がよいと考えるか。また、どの程度の規模の学校規模がよいと思うかの、3項目について協議をお願いしました。

そして本年8月28日には、町内14小中学校の合同学校運営協議会を久賀総合センターにおいて開催し、先ほどの3項目の検討結果を持ち寄り、全体会での各校代表者による検討状況の発表及び6グループに分かれての熟議を行いました。

この会において、教育委員会からたたき台（案）として示している、統合校舎を久賀校舎とした場合の生徒数、学級数、教職員体制、統合中学校の整備概要、整備に要する期間及び統合年月日、部活動、学校運営協議会、通学時間、制服等の取り扱いなど9項目の統合中学校概要を示し、2学期以降の検討の参考としていただくこととしました。

2学期から残りの検討項目である、4、中学校1校統合についてどのように考えるか。5、統合校舎を久賀中学校校舎に想定することについてどのように考えるか。6、統合時期はいつ頃がよいか。7、その他の提案、について協議していただき、11月中に意向調査票を教育委員会に対し、出していただくこととした次第であります。

去る、11月29日に開催しました、新しい教育委員会制度に基づく第1回の教育委員会会議において、この日までに各学校運営協議会から出された意向調査票14校中13校分を各委員にお配りし、その後、提出された1校分も含め、次回12月21日の教育委員会会議において議論することとしております。

教育委員会において十分協議したあとに、教育委員会としての今後の対応方針案をつくり、町

長の主宰する総合教育会議で教育委員会の対応案をベースに十分協議し、まとまりましたら、その対応方針について町議会で説明させていただきたいと考えております。

以上、中学校統合に関する、現在までの教育委員会の考え方及び今後の協議方針について説明させていただきました。

次に、議員御指摘の自由校区の問題であります。これは先ほどの平成19年4月の統合問題推進協議会の答申にありますとおり、平成21年4月に廃校となった油田中学校以外の、日良居中、蒲野中、沖浦中が、旧4町の境界に近い地域にある中学校であるために設けられた制度で、一度選択した校区は、原則3年間変更できないとしております。

推進協議会の答申でも、自由校区は、その選択に非常に難しい面があるので、保護者や生徒が適切な学校選択ができるようにするために、統合校開設準備委員会において、学校選択の視点を多角的に検討し、情報提供を十分に行うこととしております。

自由校区は導入当初から指摘されておりますが、対象となる生徒が多数で、選択される中学校に特別支援学級や部活動等の特色のある教育条件がある場合は、保護者にとって大変有効なものと考えますが、少ない生徒さんが、さらに別れてしまう現在の状況は、保護者から見れば、むしろ負担に感じるものと考えられます。

議員御指摘のように、この問題は中学校の1校統合が実施されれば解消されるわけですが、現在のところ保護者の意見が分かれていますので、今後、先に申し述べましたとおり、まずは教育委員会内で協議をして、基本的な方針を打ち出していきたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

平野議員の中学校統合の早期実現をについての答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（荒川 政義君） 平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） イノシシ対策のことなんですけど、まさにスペシャルチームはそういうことあります。

単に、今、職員だけでも難しいことがありますよね。特に生活弱者、老人の方々からの要望というのが、要するに、庭のほうにイノシシが出るから柵を作るのを何とかならんのかという声も大きいわけです。どんどん自分では動けない。だから、そういうチームをつくって、柵を作って差し上げるということも可なんじゃないかと思っておりますが、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 平野議員さんの各家庭というか、自分の住み家の敷地の中の話がされるということなんですか。町が柵を設置したらどうかという御提案ということでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） 例えば、自分の持ち家があるじゃないですか。ほんで、隣がミカン、よその畑、どうしてもそこにイノシシが来るわけです。自分の庭のほうに入ってくる。どうしようもないと。そういう生活弱者がいたら、そういうスペシャルチームの中のどなたかが行って、柵、メッシュを立ててやって、危害のないようにするのがベストじゃないかと思って質問したわけです。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 現在の町の制度でしたら、材料の10万1件10万円、町の補助が5万円の材料費については町の補助でしますけど、今言われる生活弱者、高齢の方のことについては、その高齢の方のほうでやる、賃金なり手間賃というのは、各自の負担でやっていただくような考えでありますので、ちょっと今、その点については今後検討はしたいと思えますけど、今のところはそういう制度のもとで、各町民の方についてはお願いしたいと思えます。

○議長（荒川 政義君） 平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） この一般質問を出したときは、まだイノシシ対策の特別委員会ができ上がってないところなんで、猪対策特別委員会で検討させていただきます。

次に、2番目の答弁をさせていただいた保育料の完全無料化のことなんですけど、特に我々、漁師の方、今、浮島でも若い漁師が結構帰ってきておるわけなんですよね。結構所得が上がっている子もおって、国保も天井、町県民税も数十万円、何やかんや合わせて200万円とかいう税金の類を払っておるとい子も多いわけなんです。その国保とか町県民税は、前年の所得にかかることでしょう。まさに去年よかって、ことしが悪いわけなんですよね。そうしたら、お金を借りてから払わにやならんと。

最低でも、若い人が一生懸命やっておるから、保育料ぐらい、もうぼちぼちどうですか。前回の広田議員さんもずっと言ってきておりました。僕もずっと4年間言うていきますよ。何とかなかったじゃないですか、海底送水も。4年間言い続けますんで。

町長ならできるはずですよ、財源どこからでも持ってきてください。いま一度、御答弁を。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） イノシシの、生活弱者とか高齢者とか、そういう方々で自分でできないという方について、町でその柵を作りに行けばどうかという御質問だと思うんですが、今、産業建設部長がお答えしたのは、まさに農業被害を食い止めるという分野での柵の設置の問題でございまして、今言われるような生活弱者とか、または高齢者で自分で設置できないということになりますと、2つほど考え方があると思うんですが、1つは、これは福祉的な面からどうするんだということになると思います。



当然、町の福祉課や社会福祉協議会の中でもそういうことになると思いますが、いずれにしても、全く費用は負担しないで、全てを社会福祉協議会なり町の福祉課なりが設置しようということはなかなか公平の観点からも難しいのではないかと思います。

今現在、事業者の中で設置をしようというような事業者も既に出ております。当然、その費用は個人が負担するということになりますが、だから、自分ではできないが、どなたもみんな費用は負担しておるわけでございますので、高齢者といえども費用を負担していただいて、自分ができなければ、それをほかの事業者にやっていただくということも必要なんではないかと思えます。

それについて、今のところ家を守るような補助が制度としてないんですが、これらについて、そういう要望がたくさんあるということになれば、農地だけではなくて、そういう家についても福祉的な面から検討をしなければならないと思えます。

いずれにいたしましても、特別委員会での十分な議論をしてということでございますので、特別委員会、そしてまた執行部と十分な協議を進めていきたいと思えます。

今までは農業用の施設をきちんと守ろう、農地を守ろう、作物を守ろうということでございますから、それについてプラスして、今度は福祉的な面からそういうことをするということになりまして、全く新しい制度を創生するということになりまして、これはこれでまた研究をしていきたいと思っているところでございます。

保育料の無料化の問題でございますが、所得が高ければ、当然国保も、町県民税も、所得税も、保育料も高くなります。全て、そういう公共の社会保障負担金というものは所得に連動しておるというのが大変多いと思えます。

そういたしますと、国保が天井になるほど、限度額にいっぱいになるほどの所得があるというのは、大変努力をされておるし、私たちもそういう方がどんどん増えることを望んでおるわけでございます。今、議員さんが言われたように、前年度の所得によって今年度の国保保育料が変わりますが、そして、ことしの所得が上がらないということについては、それは前年度の所得を翌年度にきちんと貯蓄していただくということしかないのではないかというふうに思えます。

そうでないと、今年度の所得で今年度のをかけるということになりますと、暫定的なことになりまして、翌年度清算するつちゅうことになりまして、そういうことは、今の制度では、そのほうがよっぽど煩雑になるのではないかというふうにも思えます。

いずれにいたしましても、保育料は、今、既にもう、先ほど申し上げましたように、国の基準からすれば約半額ぐらいになっているわけでございます。約52%ですから、大体半額ぐらいになっていると思えます。

そういうことでございますし、先ほど申し上げましたように、平成28年度からまた、所得の

低い世帯についてはさらなる軽減も始まったわけでございます。28年度から始まったばかりでございますので、もう少しそこら辺の様子を見ていきたいと思いますが、今の議員さんの御質問は、所得の高い人の保育料ということでございますので、ちょっと、今年度から始まりました所得の低い世帯の負担軽減とは全く意味が違うというふうには思いますが、いずれにいたしましても、この保育料を例えば無料化にするということになりますと、まさに財源をどうするのかということが一番大きな問題になります。

町長にならできるという大変おほめの言葉をいただきましたが、しかしながら、扶助費が伸びるということは、人件費、扶助費、公債費という義務的経費を伸ばすということは、私たち執行部とすれば恐ろしい、怖いということなんです。将来にわたったきちんとした財源が確保できないままに扶助費を膨らませていくということになりますと、これは将来の大きな財政負担を続けていくっちゃうことになりますので、そこら辺は慎重にいかなければなりませんし、反対に言えば、きちんとした財源確保をもっとやっていかなければならないということにもつながると思っていますのでございますので、この件につきましては、さらに慎重な検討をさせていただきたいと思っていますのでございます。

○議長（荒川 政義君） 平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） 中学校の統合問題でございます。

僕も日良居中学校がなくなるのを経験しました。なくなる時の役員というか、その会議にも参加させていただいて、いろいろあります。

特に浮島地域はどこに行くのかって、当時は安下庄に行く者、東和に行く者、久賀におる者、3つに分かれたことがあります。ようよう意思が固まって久賀にしたときに、さあ今はどうかって言うと、ばらばらになってしもうて、やっぱり親というのは子供のことを結構見とるわけですよ。当時の仲のいい友達があっちに行くからこっちに行くとか、お兄ちゃんちょっと仲が悪いからこっちに行くとか、親は大変なんですよ。

要するに、合併は避けて通れないと思うんです。さっき言ったクラブ活動だけではなしに、例えば、僕らの場合は、特に小学校は複式で、浮島の場合は小学校の先生によく言われるんですよ。学力が落ちとるって、競争相手がいないから。中学校もしかりなんですよ。

一時も早く、僕は久賀に統合を求めます。

以上です。御答弁はよろしいです。

町長におかれましても、所得の高い低いじゃなしにもう、やりましょう。もう、保育料無料化、町の目玉として、大島大橋から飛び込むんじゃだめなら、オスプレイから飛び込んだつもりでやってください。よろしく願います。

御答弁はいいです。

○議長（荒川 政義君） 以上で、平野和生議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、6番、吉田芳春議員。

○議員（6番 吉田 芳春君） 6番、吉田でございます。今回は、町民の皆様から要望がありましたイノシシの駆除等の体制づくりと廃校になった校舎の有効活用について、以上2点についてお尋ねいたします。

まず、イノシシ駆除と防御体制についてお尋ねいたします。

本町でのイノシシの活動範囲が、山裾からだんだんと人里の集落へと広がっていつています。従来、イノシシ被害が集中していた山際の農地は、柵で囲うなどで対処してあります。ところが、イノシシ対策が手薄な柵の外の道の法面を掘り返して、荒らしまわっています。

さらに、イノシシがえさを求めて、畑のあぜ、道路、川沿いの法面が荒らされ、道路上に石が転がり落ちて、通行に支障をきたしているところがあります。

石や泥の撤去、処理を地権者の方が高齢のため処理することができなくて困っています。行政での対応をお願いいたします。

また、畑への侵入を防ぐ柵などの補強で、農作物の食害は、増加が若干食い止められています。

被害は、むしろ多様化しています。高齢化が進む中、イノシシの駆除、防御も思うようにいかず、住民は困っています。今こそ有効なイノシシの駆除と防御体制づくりが急務であると思えます。その取り組みについてお伺いいたします。

また、ここ5年間のイノシシの捕獲頭数及び農作物の被害状況の推移についてお伺いいたします。

被害が拡大する背景には、生息数の増加に歯止めがかかっていないのが現状であります。イノシシは調査方法が確立していないので、捕獲頭数の増加などを勘案し、現在、町内に生息するイノシシは推定で何頭見込んでおりますか。お伺いいたします。

また、ことしミカンの収穫を前に、イノシシがミカンを食い荒らし、柑橘園は全滅だと農家の方が話されておりました。このような状態が続くと、高齢とともに労働意欲も減退し、耕作放棄者が多数増え、向こう5年以内には、本町の基幹産業である柑橘は衰退の一途をたどることになります。緊急な対策が必要であると思えます。御見解をお伺いいたします。

また、国はイノシシ駆除班のような住民のボランティア的な活動に支えられてきた有害鳥獣捕獲の体制を強化するため、2023年までにイノシシの生息数を13年度と比べて半数以下に抑えることを目指し、国が15年度に認定鳥獣捕獲等事業者制度を創設しています。都道府県は、NPO法人などを事業者として認定し、公共的な事業として捕獲を委託することになります。委託業者には一定水準の技術や安全対策が求められると同時に、適切な対価を支払うことで担い手

の確保を図り、各自治体と連携し、効率的で持続可能な体制づくりを進めようとしております。このような制度の活用、取り組みについて御見解をお伺いいたします。

また、ことし、有害鳥獣捕獲事業において、新規に有害鳥獣対策調査研究及び野生鳥獣食肉処理施設等整備事業に取り組んでおりますが、進捗状況についてお尋ねいたします。

次に、廃校になった校舎の有効活用についてお尋ねいたします。

近年、少子化を背景とした過疎化による児童生徒の減少などの影響で、全国的に多くの廃校が発生しており、その施設の有効活用が求められております。

本町におきましても、小学校が14校であったのが11校に、中学校は9校であったのが5校になっています。来年の3月には、情島小中学校が休校になります。その校舎の有効活用が求められています。

しかしながら、廃校になってから活用が図られず、有効施設となってしまっているものも存在しています。本町において活用が検討されているものの、地域等からの要望がない、活用方法がわからないといったことが考えられます。

校舎の有効活用につきましては、既に、三蒲小学校が旧蒲野中学校の校舎に移転後、旧三蒲小学校の運動場及び校舎の一部を民間企業に貸し付け、農業のビニールハウスにパプリカの栽培試験、栽培技術研修施設の有効活用を努めております。

また、企業誘致対策として、旧和田小学校に民間事業の流通システム会社のサテライト事務所を誘致し、販売時点情報管理システムの開発などを手がけ、地元の方も雇用し、廃校の校舎を有効活用しております。

つきましては、旧屋代小学校及び旧椋野小学校に一時保存中の大島歴史民俗資料館の民俗資料を移転するために、旧田布施農業高校大島分校屋内運動場倉庫が改修され、民俗資料の移転作業も完了しております。

今後は、旧屋代小学校及び旧椋野小学校の有効活用を図るため、地域の皆さんからの御要望等をお聞きし、利活用に積極的に取り組み、屋代、椋野地区の発展策と活性化に資するようお願いいたします。

さらに、より多くの民間企業、学校法人、NPO法人、社会福祉法人、医療法人などに情報を提供することで、廃校施設等の情報と活用ニーズのマッチングに努める必要があると思います。

また、学校施設は地域住民にとって身近な公共施設であり、また、その校舎の跡は地域のシンボリックな存在である場合が多く、廃校となったあとも、できるだけ地域のコミュニティの拠点として生かすことが重要であると考えております。御見解をお伺いいたします。

例えば、椋野公民館は耐震性に問題があり、現公民館に隣接している耐震化されている旧椋野小学校へ移管し、コミュニティ活動の活発化を図り、また、地区社会福祉協議会を設置し、椋野

地区の福祉向上に努めるよう要望いたします。御見解をお伺いいたします。

終わりに、財産処分手続きの弾力化、簡素化についてお尋ねいたします。

本来、国庫補助金により整備された学校施設を、学校教育以外の用途で活用する場合には、補助金等に関する予算の執行、適正化に関する法律の規定により、当該施設を所管する地方公共団体は、文部科学大臣の承認を受けた上で、国庫補助相当額を国庫に納付する手続きが必要になります。

しかし、文部科学省において、廃校施設の一層の活用を促進するため、一定の要件を満たせば国庫納付を要さず、報告書の提出をもって手続きが済む簡素な取り組みにするなど、国は取り組んでおります。御見解をお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 吉田議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、1点目のイノシシの件でございますが、個人の所有地内の被害については、補修とか、対策を町において実施したらどうかということでございましたが、そのことについては、なかなか難しいのではないかと考えております。赤線とか青線とか、または公共用地、これらについての被害については、当然、町としてきちんとした対策や補修をしなければならないというふうに考えております。

今のように、民地の中からイノシシの被害にあつて、その法面を通して、例えば、側溝が土砂でつぶれておるとか、または道路に石が落ちてきておるということについては、大変危険が伴うものでございますので、当然、それらの清掃とか、またはその補修はしなければならないと考えております。

大規模なものはちょっと別にいたしまして、通常、そういう小規模なもので、赤線、青線、公共用地、または道路等にそういうものが出ているということになれば、各総合支所に連絡をいただければ、当然、現地を調査し、対策を行いたいと考えております。

また、河川等につきましては、それぞれの管理者が分かれていますので、まず、担当課のほうに御相談をいただきたいと考えております。

イノシシが個人の法面をいろいろ掘り返しておるということもございますし、これらについて、これを全て町でから個人の法面を直していくということは、ちょっと不可能であるというふうに考えておりますので、いずれにいたしましても、それぞれの所有者の皆さん方で防御をしていただくということが大原則だというふうに思っているところでございます。

2点目の、高齢化が進む中でイノシシの駆除も思うようにいかないのも、住民が大変困っているということでございます。有効なイノシシの駆除体制づくりが急務であると、そういう御質問

でございましたが、現在、実施しております捕獲につきましては、大島郡猟友会の協力によって、また、猟友会の皆さん方をお願いをして駆除を進めておるところでございます。

これは、イノシシの駆除の免許を取ると猟友会に入らせていただいて、そして、猟友会の中で活動をしていただいておりますということでございます。そうでないと、猟友会の皆さん方のネットワークがきちんとできていないと、危険も伴うということもありますので、猟友会に加入していただいて、猟友会を通して、私たちもそれぞれの補助の助成なりはしているところでございます。

議員さん御指摘の有効なイノシシ駆除の体制づくりであります。現在のところは、この狩猟免許を持った猟友会の会員の皆さん方で、箱わなとか、またはくくりわなによる駆除、これがどうしても主流になるというふうに思っているところでございます。

ちなみに、県内市町のイノシシの駆除の頭数について申し上げたいと思いますが、平成26年度と27年度の実数を御紹介いたします。平成26年度から多い順に申し上げますと、山口市の2,189頭、2番目が周防大島町の1,621頭、3番目が下関市の1,483頭というふうになっております。今のが26年です。27年度では、山口市の2,917頭、2番目が岩国市の2,033頭、3番目が下関市の2,018頭で、皆大きな市でございます。続いて、周防大島町は6番目となりますが、1,763頭という実績となっております。

これらは皆、大島郡の猟友会の会員の皆様による捕獲でございますので、猟友会の皆さん方にはお礼を申し上げたいと思っているところでございます。

なお、有効な対策について、山口県の農林総合技術センターのほうではいろいろと研究をいただいております。町内においても県の実証実験として、センサーつきの箱わなとか、囲いわな、または檻周辺の検知をする野生獣自動捕獲システム、これらの実証実験も実施をしているところでございます。しかしながら、まだこれは現在のところ研究段階でありまして、実用化までは至っていないということでございます。

3点目の、この5年間のイノシシの捕獲頭数及び農作物の被害状況の推移についてということでございます。

捕獲頭数につきましては質問のたびに報告をいたしておりますが、改めまして報告いたしますと平成23年度が642頭、24年度が998頭、25年度が1,290頭、26年度が1,621頭、平成27年度が1,763頭を捕獲しております。本年度は9月末で既に934頭を捕獲しておるところでございます。

これも、頭数もさることながら、昨年の27年度で申し上げますと、町から1頭7,000円、国から1頭8,000円の費用が猟友会のほうに支払われておりますが、約2,600万円ぐらいの費用が、猟友会のほうにお支払いする額がかかっております。今言ったように、半額は国、半額は町ということになっております。

農作物の被害状況につきましては、家庭菜園の自家消費に係る部分につきましてはなかなか把握ができていないというのが実情でございますが、農業共済等の保険に加入している被害額で申し上げたいと思います。

これは、主に水稻になるわけでございますが、平成23年度が1,037万9,000円、平成24年度が728万4,000円、平成25年度が608万2,000円、平成26年度が990万1,000円、平成27年度が976万3,000円の被害額というふうになっております。

農業被害は柑橘類の被害が、近年、大変増大傾向にあると思いますが、被害額は、先ほどの説明のとおりですが、これはなかなか数字にあらわれないということもございまして、ですから、実態はさらに増えているのではないかとこのように思っているところでございまして。

4点目の、イノシシ被害が拡大する背景には生息数の増加に歯止めがかかってない現状、まさにそのとおりでございます。イノシシは調査方法が確立されていない、これもそのとおりでございます。捕獲頭数の増加などを勘案して、現在、町内に生息しているイノシシの推定を伺うということでございまして、イノシシの生息頭数につきましては、議員さんの御指摘のとおりでございまして、きちっとした調査方法が確立されていないということから、周防大島町内での推計につきましては、いろいろ言われている方はおりますが、公式にその頭数を把握していないというのが現状でございます。

他方、環境省の公式ホームページがございまして、平成28年の3月11日の報道発表の資料によりますと、鳥獣保護管理法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業の推進に向けて、全国的な生息状況の動向を把握するため、統計手法を用いて、全国のニホンジカ及びイノシシの個体数の推定等を実施いたしました。平成25年度末では、全国のイノシシの推定個体数は中央値約98万頭となり、長期的には増加傾向であるものの、平成23年度頃からは横ばいであるということが言われております。

また、環境省自然環境局の見解では、統計手法の性質として推定値には幅があるが、今後の鳥獣管理の目安として活用するものでありまして、随時新たなデータが得られたら見直しを行っていくということとなっております。

ちなみに、目安、参考として申し上げますが、環境省のデータを単純に比率で本町に当てはめますと、平成27年度捕獲数が1,763頭でありましたので、この数字に当てはめますと、上限が5,200頭、中央値が3,900頭、下限値が2,900頭ということになります。先に申し上げましたように、現実的には町内のイノシシを推計することは大変難しいというふうに考えてございまして、国や県の発表に留めるものとして、町としての公式な数字は出ていないということでございます。

5点目の御質問でございました、ことし、ミカンの収穫を前にイノシシにミカンを食べ荒らされて、柑橘園は全滅し被害に遭った、そういう農家が続出していると、当然、労働意欲が、生産意欲が減退するというのもそのとおりでございます。緊急な対策が必要と思うので、その見解を伺いするというところでございました。

本町の基幹産業である柑橘の被害につきましては、本年は、特に顕著にあらわれてきていると思っております。要因についてはいろいろ考えられますが、例えば、イノシシ自体が果樹、ミカンの味を覚えて、えさとして認識する個体が増加してきた。

次に、被害は、やっぱり標高の高いところから被害が初めに発生してきました。標高の高いところが早くから被害が出たものですから、そこがどんどん柵を囲って参りました。そういう防御が徹底してくると、えさ場として、だんだん下におりてくるということになります。下におりるほど柑橘園は広がっておりますので、被害がどんどん広がってくるという状況ではないかというふうに思います。

もう1点は、先ほどから申し上げておりますように、数の増加も一因ではないかというふうに思っております。

さて、そこで緊急な対策との御指摘でございますが、やはり捕獲と防御ということでございまして、捕獲につきましては、単独町費によりまして上乗せ補助として1頭7,000円、国の8,000円と合わせまして、捕獲については1頭1万5,000円を猟友会を通してお支払いをしていると。防御のほうでは、個人単位での防護柵の補助、これは1件当たり10万円の2分の1、5万円を上限としておりますが、それは1つの農地ごとにですから何カ所もできるということでございまして、これらを他の自治体ともいろいろ比較しておりますが、特別、他の自治体より、うちがすごく劣っているということではなくて、遜色のないものだというふうに思っております。

柵のほうも、ちょっとアバウトな話ですが、昨年、約1,500万円ぐらいの柵が設置されておりますということですから、約2分の1、750万円ぐらいが補助の額だというふうに思っております。延長で言いますと、4万5,000メートルぐらい、45キロぐらいの柵が実施されておりますので、だんだん囲われているところは入れなくなりますので、今度は下におりて、囲われていないところに集中するというのが今の現状ではないかと思っております。

それからすると、徹底した防御をしていただくしか方法はないのではないかというふうに思っております。

私も議会の初日に申し上げましたけど、補正予算の質問でも申し上げましたが、柵をやるのであれば徹底的にやっていただくということでない、簡単な防御をしておりましたよというんでは、これはイノシシのほうがよく知恵があるのではないかというふうに思っております。



吉田議員さんの言われることも、住民の声として私のところにもたくさん要望として上がってきております。何とかしなければならぬという思いは、お互い同じでございますので、これからもその対策について研究していきたいと思っております。

そしてまた、イノシシ対策というのは本町だけの問題ではなくて、先ほど言いましたように、全国的な問題として起こってきております。今後とも県の町村会とか、県知事への要望等におきまして、国や県にも抜本的な対策がないだろうかということ、国としてもそういうことを講じていただくよう、引き続き、要望陳情もして参りたいと思っております。

ただ、目先の対応として抜本的な対策がない以上、各農家の皆様には、まず、みずからの耕作地の防御をきちんとしていただきたいと思いますと思っております。被害に遭ってからではなくて、被害に遭う前に、早め早めの防御対策をお願いしたいと思います。

それも、先ほどから言っておりますように、防御をするなら簡便な方法に頼らず、徹底した防御対策をお願いしたいというふうに思っております。

次に6点目の、国は鳥獣捕獲の体制を強化するために、平成35年までにイノシシとシカの生息数を平成25年度と比べて半数以下に抑えることを目標とし、平成27年度に認定鳥獣捕獲等事業者制度を創設しておるといっております。そういう御質問でございましたが、都道府県はNPO法人などを事業者として認定し、公共的な事業者として捕獲を委託するということになっております。事業者としては、一定水準の技術とか、安全対策を求めると同時に、適切な対価を支払うことで担い手の確保を図り、各自治体と連携し、効率的で持続可能な体制づくりを進めたいとしているといっておりますが、平成28年11月22日現在でございますが、認定鳥獣捕獲等事業者制度によりまして登録されている事業者は、全国で93団体の登録がありますが、山口県では1件、一般社団法人山口県猟友会のみであります。ただし、捕獲対象鳥獣がシカのみとなっておりますので、本町では、今、この制度には対象になっていないというのが現状でございます。

また、この制度に登録されるためには、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事者が適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する鳥獣捕獲等事業を実施する法人について、都道府県知事に認定されるという必要があるわけでございます。本町にもそのような組織ができればサポートを行っていききたいと思っております。

最後に7点目の有害鳥獣捕獲事業において、今年、新規に有害鳥獣対策調査研究、及び野生鳥獣食肉処理施設等整備事業に取り組んでいるが、それらの進捗はどうかという御質問でございました。

本年度、捕獲・防御のほかに、調査・研究、さらにはジビエに始まる活用に取り組んでもらえるように予算計上いたしております。

調査・研究におきましては、主に山口大学にイノシシの食生活等を調査していただいておりますが、本町で捕獲したイノシシを提供しておるわけですが、鳥獣の内蔵について、受託者の山口大学の細井准教授によりますと、獲ってから山口大学へ送るんですが、なかなか内容物がないというものが多くあるそうでございます。つまり、獲ってから少し時間がたつと、どんどん消化が始まっておりますので、消化した状態である検体が多い。だから、獲ってすぐここを取り出すと。胃袋を取り出すということでない、と、どんどん時間がたちますと消化してしまうということで、内容物がないものが多いというふうな指摘をいただいております。

しかしながら、来年度も引き続き調査・研究をしていただくように、検体の提出方法とかを猟友会のほうとも一緒になって考えていきたいと思っております。

野生鳥獣食肉処理施設等の整備事業につきましては、現在2件ほど、一般の方からの問い合わせがございましたが、なかなか補助事業の申請までには至っていないというのが現状でございます。

以上、イノシシに関連する7点にわたっての答弁とさせていただきますが、イノシシの被害防止対策は、繰り返しになりますが、やはり捕獲と防御と、そして、すみ分けというこの3本の施策を地道に実施することが、現実的な対策ではないかというふうに考えているところでございます。

なお、先ほども申し上げましたが、今期定例会の初日に、町議会におかれましては猪対策特別委員会を設置され、イノシシ対策の調査・研究に乗り出すということになりました。ぜひとも実効性のあるイノシシ対策の調査・研究に大きな期待を寄せておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

廃校の有効活用について御質問をいただいております。

議員さんの御指摘のとおり、今年度の予算によりまして、本年10月末までに旧椋野小学校に一時保管しておりました、大島歴史民俗資料館の民俗資料5,082点及び旧屋代小学校講堂資料室に保管しておりました民俗資料1,094点の旧田布施農業高等学校の体育館への移設が10月末で完了いたしました。これによりまして、両校とも占有物がなくなりまして転用が可能となったわけでございます。

そこで、御質問の第1番目、今後の活用については地域の皆さんからの御要望をお聞きして、地域の活性化に活用するようにとの御意見についてでございますが、まず、屋代小学校につきましては、その活用について、廃校の当時、平成22年8月から12月にかけて、議会総務文教常任委員長をはじめ、地元の町議さん、そして、地元の住民代表、そして、町職員で構成する学校跡地施設利用検討委員会、これが4回にわたって開催されました。

最終的な利用方法について結論をいただいております。これによりますと、校舎については旧

耐震基準に基づく建物であるため、民俗資料の保管とか、倉庫の活用以外は有効な活用方法がないものとなっております。また、講堂についても老朽化した木造建物のため、同様に有効な利用方法が示されませんでした。このため、今後、町長部局において検討することが望ましい旨の御意見が出されてきたということでございます。

今のが屋代小学校でございます。平たく言えば、あとは町長部局で、執行部でよく考えてくれという報告でございました。

次に、椋野小学校についてでございますが、去る10月12日に、地元自治会長、旧久賀町の行政関係者、民生委員、シニアクラブなど17名の出席をいただいて、旧椋野小学校跡地利用に関する検討会を開催いたしました。

この中で、参加者からは、避難所としての機能の確保、リハビリテーション施設、椋野すこやか村と称する子ども・高齢者が集える場所の確保、地区社協の活動拠点、椋野公民館を廃止して同様の機能を小学校に整備する等の利用案が示されたほか、地元の高齢化の進捗に鑑み、和田小学校の活用例のような雇用機会を生む企業誘致を求める意見も出されました。

私のほうからは、高齢化の進展によりまして、既に高齢者自体の減少が始まっております。その旨を説明するとともに、企業誘致による若者定住の必要性について説明をいたしました。今後、皆さんからいただいた意見を参考に、皆さんと協議しながら活用を考えていきたい旨を説明させていただいたところでございます。

2番目の御意見でございますが、椋野公民館には耐震性について問題があるので、耐震性のある椋野小学校にその機能を、公民館を小学校に移管し、さらに地区社協の設置を要望されておりますが、まず、椋野公民館の耐震性の件については、平成23年度に耐震1次、2次診断を行いました。その結果、耐震性については耐震性ありということでございますので、診断結果が出されておりますので、椋野公民館については耐震性はあるということでございます。

次に、椋野公民館の利用状況について説明させていただきますが、平成27年度の利用実績で年間134件、1,076名の利用でございました。これは5年前の平成22年の実績に比較しますと、件数で95件、41%の減少になっております。人数で言いますと808人、48%の大幅な減少となっております。

この間、椋野地区の人口は580人から約80人、14%減少した497人となっております。高齢者数は、ほぼ横ばいの270名ではありますものの、その高齢者270人の中でも、さらに後期高齢者のほうがどんどん多くなっておるということで、人口の減少によって47%から55%に上昇しておるということでございます。

高齢化率の高まりが、公民館の利用者の大幅な減少を招いているものと考えられます。現在の機能をそのまま椋野小学校に移管いたしましても、このような利用状況とともに、会議での指摘

もありましたが、料理教室で使用する家庭科室は小学校の3階にあるわけでございまして、実際に小学校を公民館機能として整備するのは困難であるというふうに考えておりますし、先ほど言いましたように、棕野公民館の耐震性があるわけでございますから、それを移転する必要は特にないのではないかというふうに思っております。

そして、もう1点ございました借地である公民館用地の返還による借地費用の減少が見込まれるのではないかとのお話もございました。しかしながら、借地費用というのがそんなに多額の借地料ではなくて、公民館用地の返還による借地費用の減少よりも、耐震性のある建物を解体するわけですが、解体費用とか小学校の改造費用など、今度は小学校のほうも改造しなきゃいけませんので、それらの費用が大変多く見込まれて、費用対効果の点でメリットがないというふうに考えております。

地区社協の設置ということでございますが、地区社協ちゅうのは、周防大島町社会福祉協議会をサポートする棕野地区の地区社協という意味でございますが、地区社協の設置は、地域の生活課題や福祉課題の解決方を協議する任意の団体と位置づけられておりまして、地域の皆さんの取り組みが本格化すれば、地域福祉の向上に貢献するものでありまして、その活動拠点として小学校の一部を活用することについては検討すべきではないかというふうに思っておりますが、当日の皆さんとの協議の中では、なかなか、新たに地区社協を立ち上げるということは、大変難しいであろうというような声も出ておりました。

地区社協が仮にできたとしても、今の公民館で十分活用できる状態であろうというふうに思っております。

次に3番目の、学校施設は廃校後も地域コミュニティの拠点として活かすことが重要との考えにつきましては、私も全く同感であります。旧棕野小学校跡地利用に関する検討会の中でも意見として出されましたが、12年前にはシニアクラブの会員が240名おりましたが、現在では半分の120名しかシニアクラブの会員がいないということでございまして、何かをやらうとしても人がなかなか集まらないのが現状であるということを訴えておりました。

これは、町全体に言えることでございますが、今後、高齢者自体の実数が減少していくということが予想されますので、このようなコミュニティ施設についても、その必要性とともに施設を利用する方々の動向をよく考えておく必要があると思っております。

特に、ここにつきましては、棕野公民館がきちんと耐震性があって、今のまま活用できる状態です。そして、なおかつ5年前よりは利用者がどんどん減っておるということでございまして、幾らでも、もっともっと活用していただきたいというふうに思っているところでございます。

次に4番目の、国庫補助金によって整備された学校施設の転用等の手続きの簡素化ということ

でございますが、平成20年6月1日以降、会計検査院の廃校施設の活用促進の指摘から、従来の施設の耐用年数による国庫補助金による財産の目的外処分の承認手続きが大幅に緩和されました。財産取得後10年の経過によりまして、建物等の無償による転用、貸与、譲渡及び取り壊しが、相手方を問わず報告をもって、文部科学大臣や防衛大臣の承認があったものとみなすということになりました。この制度によりまして、最近では、日良居中学校の周防大島町の日良居庁舎への転用、三蒲小学校校舎や和田小学校の民間事業への無償貸付、浮島教職員住宅の漁民住宅への転用、これらを行っております。

今後ともこの制度を活用して、廃校後の建物の有効活用を進めて参りたいと考えております。

以上、吉田議員さんの御質問にお答えいたします。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。10分程度。

午前10時44分休憩

.....

午前10時55分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉田議員。

○議員（6番 吉田 芳春君） 先ほど町でのイノシシの生息頭数は不明であると答弁がありましたが、ちまたでは、イノシシは周防大島町の人口よりも多く生息してるでないかというようなことも言われておりますが、これも不透明な頭数だと思います。しかし、現実にはイノシシの捕獲頭数が年々増加してきております。これは捕獲技術の向上によるものがあるものと思いますが、それ以上に捕獲頭数に比例してイノシシが増加傾向にあると思います。

いずれにいたしましても、一刻も早くイノシシの増加に歯止めをかけ、農作業、農作物の被害減少を地域住民と一体となってイノシシの駆除と防御体制強化をお願いいたしまして、質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、吉田議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、5番、田中豊文議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 田中豊文でございます。通告どおり3項目ほど質問させていただきますが、まずは何よりも町民の皆様にとってわかりやすい議論を展開したいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

今回の一般質問は、情報公開、町民活動支援、周防大島の将来ビジョンという、町民の皆様にとっては少しなじみの薄いもののように思われるかもしれませんが、この3項目の質問は、これからの町づくりにとりまして、非常に重要な観点であります住民参加という共通のテーマを持つ

ておりまして、そのような趣旨も踏まえまして御答弁をいただけたらと思います。

それでは、まず通告の第1項目ですが、情報公開と町民の知る権利についてであります。

私も役場を退職して約10年間、民間という場に身を置いてかろうじて生き延びて参りましたが、役場の職員時代には想像もしなかった、行政に対する高い壁があるということを思い知らされました。まずは、その高い壁を取り払うことが住民参加や官民協働につながり、ひいては周防大島の町づくりにつながるものだと考えておりますが、その基本となるのがやはり情報公開であると考えております。さらには、公金の使用を伴う行政運営におきまして、行政情報の公開によって住民に説明責任を果たすことの重要性は、日に日に増しているものとも考えております。

御存じのとおり情報公開制度につきましては、平成13年に行政機関情報公開法が施行されまして、国民主権の理念にのっとり行政文書の開示を請求する権利を定め、行政機関の保有する情報の公開を図ることによりまして、国民に対する説明責任と国民的的確な理解と批判のもとにある、公正で民主的な行政の推進に資することを目的として運用されておりますが、本町におきましても、この情報公開法の趣旨にのっとり定められました情報公開条例のもとで、主権者である町民の皆様への情報公開が図られているものと認識をしております。

この本町の情報公開条例には、情報公開法の制定時に議論になりながらも、結局は条文に入れられることのなかった知る権利も盛り込まれておりまして、この知る権利は憲法第21条が保障する表現の自由を国民の側から再構築したものでありまして、聞く自由、読む自由、そして見る自由、すなわち表現を受け取る側の自由を保障したものであるとされております。

これは個人が言論を通じて自己の人格を発展させるという自己実現の価値と、言論活動によって国民が政治的意思決定に関与するという自己統治の価値から導き出されたものでありまして、民主主義の根幹をなす非常に重要な権利でありまして、司法の場におきましても、表現の自由は厳格に審査されるということが要求されていることから、その重要性を伺い知ることができます。

この知る権利が本町の情報公開条例に盛り込まれているということは、本町におきましては、憲法で定める表現の自由の理念が反映された条例を制定されたということでありまして、そこまで踏み込んだ条例制定がされたことにつきましては、改めて敬意を表するものでもあります。

ただ、どのようなすばらしい理念を持った法令や制度であろうとも、その運用方法、すなわち使い方に理念が反映されていなければ、法令の目的が達成されないことは言うまでもないことでありまして、条例制定から10年以上の年数がたっておりますが、これからは、いかにこの条例の理念を現場に反映させるかに、注力しなければならないものと考えております。

そこで、まず1点目は、情報公開条例の実際の運用と課題についてお尋ねをしたいと思います。

まず、情報公開制度の手続概要と制度運用の実態について、具体的なデータにより簡潔に御答

弁をお願いいたします。

次に、2点目ですが、情報公開法及び情報公開条例は、行政が持つ情報については公開を原則としているということは言うまでもありませんが、条例第6条におきましては、個人情報など個人の権利利益を侵害するおそれのある情報につきましては、非公開とすることができると規定されておりまして、公開が原則でありながらも非公開とされる例外もあるということは、個人情報やプライバシーの観点から必要なことであるとも言えます。

一方で、ある特定の情報が、この条例の例外規定、すなわち非公開情報に該当するのかどうか。具体的な事例につきましては、現在法定で争われていることでもありますので、また別の機会に知る権利そのものとあわせて議論をさせていただきたいと思いますが、その裁判という場におきましても、争点を明確化していくプロセスにおいて、結局は真摯な議論は不可欠なものでありまして、その真摯な議論のためには必要な情報がきちんと与えられていることが前提となります。

最近普及してきておりますADR、裁判外での紛争解決手続に見られるように、その真摯な議論を第三者のもとで当事者が主体となっていくことができれば、裁判などで膨大なエネルギーと費用を浪費することもなく、建設的な合意形成が可能となるわけでありまして、何事においても、まずは情報公開を前提とする真摯な議論を避けて通らないことが賢明なことであると思います。

さて、この情報公開は、役所における全てのセクションで対応が求められるものでありますので、さまざまな行政情報が取り扱われる中で、果たして条例の運用や非公開情報についての判断が全庁的に統一されているのかというところは、正直疑問に感じるところもあります。

もちろん同じ性質の情報でも、その使われ方や背景によって非公開の判断が異なる場合も出てくるとはと思いますが、間違っても情報公開請求に対する開示決定につきまして、担当課によって判断基準が異なるというようなことがあってはならないということは言うまでもないことでもあります。

社会的にも行政運営に対する関心が高まるとともに、非常に厳しい目が向けられるようになり、情報公開条例に基づく事務は、今後も増加していくことが想定される状況におきまして、情報公開制度の運用水準の向上は、行政組織におけます基本的かつ喫緊な課題であると言えるものでありますし、情報公開のレベルが自治体の質を端的にあらわすものであると言っても過言ではないと考えております。

そこで現在、本町におけます情報公開制度についての研修や組織内での議論など、制度運用体制の整備、技術向上を目的とした取り組みが、どのような形で実施されているのか御答弁をお願いいたします。

そして、3点目ですが、情報公開と基本的意義が同じことではありますが、情報公開条例に基

づく受動的な情報公開、すなわち求められて公開する情報公開とは異なりまして、これからは能動的な情報提供、すなわち行政みずからが主体的に町民の皆様へ情報を提供していくという観点も非常に重要な時代になっていると考えております。

そもそも行政が持つ各種の情報は、主権者である住民のものでありますので、基本的には町民の皆様が容易に知り得る状態に置くことが必要だと考えております。ただ、先ほど申し上げましたように、個人情報などの、いわゆるセンシティブ情報につきまして、一定の規制が必要になることはやむを得ませんが、行政情報だからといって、機械的かつ拡張的に条例に基づく開示請求が必要になるんだというような意識や判断は、町民の皆様への説明責任を果たすという観点からは、決して好ましいものとは言えないと考えておりまして、町民の皆様が必要とする情報、知りたいと思う情報は、可能な限り積極的に情報提供していくという、バランスのとれた姿勢が求められると考えております。

もちろん、これまでもインターネットや広報紙などを活用して一定範囲の情報提供はされてきてはおりますし、情報公開条例を使いやすいものにするための条例改正の議論ともリンクする話ではありますが、行政が預かっているにすぎない町民の財産であります行政情報を、町民の皆様へ説明する責任と提供する責任が行政にはあるという基本理念を踏まえまして、より積極的な情報提供の環境を構築していくことが必要だと考えております。

言うまでもありませんが、地方自治の本旨は住民自治と団体自治でありまして、住民の意を受けて団体である行政がその仕事をするものでありますから、役所が持つ情報や役所がつくる文書は住民の財産であり、住民のものであると言えますので、情報公開及び情報提供が町民の皆様のためによりよい形で運営されるべきであるということは言うまでもありません。

このような本来の観点、そして町づくりへの住民参加という観点からも、実際に町民の皆様が知りたい情報につきまして、情報公開や広報活動により情報提供している範囲以外の情報、わかりやすく言いますと、現在、情報公開制度や広報紙、ホームページ等によりまして、町民の皆様へ提示することができる、提示している情報を補足説明できるような情報につきまして、現在どのような情報提供の認識を持ち、どのような方針を持って住民に対する説明責任を果たそうとしているのか、具体的にお答えいただきますようお願いいたします。

次に、通告の第2項目に移りますが、地方分権の推進に伴いまして、地方の自主性、自立性が求められる中で、昔の行政依存の町づくりから脱却し、住民主体、そして官民協働の町づくりの重要性が言われ始めて、既に20年近くがたとうとしております。

近年はNPO活動や企業のCSR活動など、民間の社会貢献活動が活発になってきておりまして、本町におきましても10年前に比べて、各種の民間団体や企業の活動が盛んになってきているという印象を持っております。官民協働もしくは民間主導あるいは住民主体の町づくりなど、



いずれも民間もしくは住民が、自分たちのこと、自分たちの地域のことを自分たちで考え、決め、そしてつくるという、いわゆる市民自治の意識が重要であります。だからといって民間に任せっきりでいいという問題ではなくて、民間の社会貢献活動を行政としていかにサポートし高めていけるかが、官民協働によって町づくりが成功するための基本理念だと考えております。

もちろん、サポートの形にはいろいろあると思いますし、地域の活動実態にあった周防大島ならではのサポート体制を構築するべきですが、今回は基礎的な議論といたしまして、NPOやボランティアなど、町民活動への支援ということに絞りまして、支援体制のあり方等について御質問をさせていただきます。

まず1点目は、町民活動の現状についてお尋ねをいたしますが、最初に本町におけます町民活動の定義を御説明いただきたいと思っております。

そして、本町におけます町民活動の実態、本町の町づくりにおけます町民活動の位置づけ、現在設けられております具体的な支援策と課題について、簡潔にお答えを願います。

次に、2点目ですが、一口に町民活動支援と申ししましても、その支援の仕方は有形無形、さまざまなものが考えられまして、単に支援イコール補助金という図式では目的を達成することはできないということは言うまでもありません。

もちろん、補助金は町民活動団体にとっては非常に大切なものであることに変わりはありませんし、支援のあり方も活動の性格や団体のスタイルによって異なるものではあります。例えば情報発信やネットワークづくりなどで、お金をかけない支援の仕方もあるでしょうし、制度的、法制的な検討が必要ではあります。役場の備品や公用車を貸し出すなどの物的支援も考えられます。さらにはボランティアなどの人的支援を必要とする場合もあると思っております。

本町におきましては、町民活動支援について決して消極的だとは受けとめていませんので、まずは町民活動におけます課題解決をどのように図っていくのか。そして、本町におけます町民活動の推進のために、本町が具体的にどのような方針と方策をお持ちであるのか、お尋ねをいたします。

最後に3点目ですが、点の取り組みとも言えます個々の町民活動を地域活性化という面の取り組みに展開させるためには、町民活動支援や官民協働の町づくりをコーディネートする支援拠点を設けることが不可欠であるとも考えております。

拠点と申ししましても、いきなり箱物などのハード整備ということではなくて、人材や仕組みなど、ソフト面での支援拠点のほうがより重要でありまして、これはすぐにでも実現可能なことだとは思いますが、このようなソフト面での対策を含めました支援拠点の設置につきまして、町の認識をお聞かせいただきますようお願いいたします。

次に、通告の第3項目になりますが、周防大島の将来ビジョンについてということで、3点ほ

どお尋ねをいたします。

町長も幸せに暮らせる町づくりの実現に向けて、豊かな発想と抜群の行動力で、日々、精力的にお取り組みをいただき、幅広い分野で着実に成果を出しておられることについて敬意を表したいと思いますが、一方で地域の実態は、過疎高齢化をはじめとしてさまざまな地域課題が山積し、非常に厳しいものがあるとも受けとめています。このような厳しい時代であるからこそ、一つの大きな柱を持つ明確な将来ビジョンと、それを実現するための具体的プランを立て、住民を含んだ町全体で情報と意識を共有していくことが必要であると考えています。

もちろん、周防大島町総合計画という計画書がありまして、その中には「元気にここに安心して21世紀にはばたく先進の島」、これがこの町の将来像とうたわれておりますが、このような壮大で抽象的な表現ではなく、町民の皆様にとっても、姿、形が思い描けるような将来ビジョンが必要ではないかという観点からお尋ねをいたします。

まず1点目といたしましては、町長がこの町のトップリーダーとして思い描かれている、周防大島を将来こんな町にしたいんだというような、町民の皆様が具体的に思い描けるようなビジョンをお持ちでしたら、それがどのようなものなのかを端的にお聞かせいただきたいと思います。

次に、2点目ですが、町長の言われる幸せに暮らせる町づくり、そして総合計画に掲げられております「元気にここに安心して21世紀にはばたく先進の島」を実現するために、例えば、これまでどのような具体的成果が得られ、その成果が将来像の実現のためにどのように効果をもたらすのかというところの町づくりの理論。そして、これまでのお取り組みと御経験を踏まえまして、個々の施策の実績ということではなくて、町づくりの仕組みの部分についての理論や進め方につきまして、これからどのような課題があるとお考えなのかを簡潔にお聞かせいただきたいと思います。

そして、最後の3点目になりますが、町づくりにおけます官民協働の必要性について異論はないはずではありますが、ではそれを具現化し、実行性を確保するためには、まずは町づくりのビジョンが住民全体で共有されることが必要であると考えております。

そのためには、最初の質問項目にも重なる話ではありますが、情報公開や情報提供による情報の共有が不可欠であることは言うまでもありませんし、その上で官民協働や民間支援が行われるべきものでもあります。

官民協働で町づくりを進めると言いますが、ビジョンが曖昧なまま多様な主体が思い思いに全方位的に、そして場当たりに町づくりに取り組んだのでは、結局は頑張った人が報われないようなことにもなりかねません。

本日の質問のテーマであります住民参加の総括といたしまして、町長が官民協働の必要性についてどのような認識を持ち、具現化していくためにどのような方策をお考えなのかをお尋ねいた

します。

以上、3項目9点につきまして、簡潔でわかりやすい御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 田中議員さんの3点の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、情報公開制度と住民の知る権利についての御質問でございました。

その中のまず1点目でございますが、情報公開条例運用の現状と課題についてでございますが、情報公開の現状として、開示決定の内訳、開示までの日数、不服申し立ての内容などについて、平成26年度から平成28年度途中でございますが、その件数についてまずお答えをしたいと思います。

開示決定につきましては、平成26年度の133件の請求に対しまして、全部公開92件、部分公開41件、非公開1件ということになっております。

平成27年度は、163件の請求に対しまして、全部公開109件、部分公開57件、非公開0、却下2件、不服申し立て2件というふうになっております。

平成28年度につきましては11月現在で、64件の請求に対しまして、全部公開55件、部分公開11件、非公開は0、却下が3件、不服申し立て8件となっております。

公開までの日数につきましては、請求を受理した日から起算いたしまして30日以内に公開の決定を行うことが条例に定められておりますので、30日以内で速やかに公開決定を行い、公開につきましては具体的な日数は定められておりませんが、条例にのっとり速やかに実施するように努めているところでございます。

平成28年度における不服申し立ての内容につきましては、文書の不存在による却下処分1件に対するものや、文書の一部を非公開とした部分公開に対するもの7件、その処分の非公開要件に対するものや理由説明の付記に対するものとなっております。

次に2点目の情報公開制度運用の統一について、役所内部での研修や議論など、制度運用の向上に向けた取り組みがなされているかについて、お答したいと思います。

情報公開制度の運用につきましては、情報公開事務の手引を作成し、情報公開条例の解釈と運用につきまして、共通の認識を図っているところでございます。

また、内部での研修や議論などにつきましては、疑義の生じた際には協議し、全職員への共通認識として庁内LAN等で周知をいたしております。

なお、県の主催する研修にも情報公開を含んだメニューがございまして、昨年、一昨年と受講をいたしておるところでございます。

今後もこのような研修も活用しつつ、情報公開請求に対する担当課で準備した文書についても、情報公開事務担当課であります政策企画課の合議審査を経て、公開等の処分を行うなど、よりよ

い制度運用に向け取り組んで参りたいと思っております。

次に3点目の情報提供の方針について、町民への情報提供がどの程度図られているかという御質問でございますが、町からの情報提供は、町民参画のためにも必要であり、積極的に行う方針であります。

情報提供の手段につきましては、まず広報紙、ホームページ、フェイスブック、防災行政無線及びケーブルテレビを活用して行います。

また、住民から行政への問い合わせや提言などにつきましては、対象者に直接電話などでお答えもしているほか、メールや文書による回答も行っているところでございます。

次の質問でございますが、町民活動の現状と課題についての御質問をいただいております。

一般的には、住民による活動とは、営利を目的としないで、住民の身近に存在する課題の解決に向けて、自発的、自主的に行う、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とする活動というふうに言われておるところでございます。

町民活動は、町民みずからが、さまざまな住民ニーズに対応したサービスの提供や社会的課題解決を目的とした幅の広い活動全般を含むものと考えているところでございます。

本町におきましては、少子高齢化の進展に伴う集落や自治会活動の停滞や経済活動の縮小などあらゆる課題に取り組むため、NPO等法人格を取得した団体や任意の協議会、またグループ、サークル、ボランティア団体等、組織形態や名称は異なりますが、広い意味で町民による町民のための自発的、自主的活動と言えると考えております。

したがいまして、町内に幾つのグループが存在しているかは把握できておりませんが、行政で運営に関して補助金や助成金の対象活動を行っている組織等、把握している範囲では、農林水産業や商工業、観光産業などの経済活動、自治会等地域づくりに資するもの、児童や高齢者、要介護者などの社会的弱者にかかわる福祉関係、健康増進関係、介護関係、さらには文化的活動、教育関係などにかかわるものなど、広く町民生活にかかわる部分で、対象となる団体やグループがあると考えております。

住民が暮らす地域の中には、住民の協力、共助により実現可能なことがたくさんあると考えますし、そのことに加えまして行政も協働して取り組むことで、より良い周防大島町がつけれるものと考えております。

2点目の町民活動支援の方針についての御質問でございますが、これまで周防大島町内には、議員さんが運営されておりました民間の住民活動支援センターがあったのみでありまして、公設の町民活動支援センターはございませんでした。

山口県県民生活課からの情報によりますと、県内9市に市民活動支援センターが設置されておりまして、未設置の市町は下松市、長門市、美祢市、山陽小野田市の4市と、和木町、上関町、

平生町、田布施町、阿武町、そして周防大島町の6つの町となっております。

山口県では、「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」に県内の全市町への住民活動の支援拠点となる市民活動支援センターを設置するという目標を掲げておりまして、未設置の本町にも強く要請されているところでもあります。

これまで、NPO法人組織の立ち上げに際しては、山口県県民活動支援センターが直接、指導助言してくれておりましたし、地縁団体の設置につきましては総務課、地域の住民組織から住民活動に際しては、総合支所などに相談いただいた際には活動への支援を行って参りました。しかしながら、自治会などの住民組織の高齢化などに伴います、自治会単位での環境整備やお祭り等、文化活動の開催運営が困難な状況が散見されるようになりました。

町では、少子高齢化に起因する諸々の課題解決を図るため、平成27年12月にまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をいたしました。この中では、持続可能で元気な地域社会の形成を基本目標の一つに掲げ、地域コミュニティの自発的な活動を支援し、住民による各種活動を活性化させることといたしております。

町民活動支援センターの設置につきましては、拠点となる施設や運営に係る財政的負担、また従事する職員の配置など、検討すべき事柄はたくさんあるものの、前向きに考えて参りたいと考えております。

3点目の支援拠点の必要性についてという御質問につきましては、活動をどのように支援すべきなのか、町域が広いことから1カ所に拠点を構えるか否かについても議論が必要だと思えます。

町民活動支援への取り組みは、県と歩調を合わせ、住民活動に対して懇切丁寧な指導ができるよう、また住民による立ち上げや運営にかかる財政的支援とあわせて、民間団体等が行っている各種助成事業の申請手続など、ソフト面での住民主体の活動を底上げするため、可能な限りの支援を行う方向で検討して参ります。

周防大島町の将来ビジョンという御質問をいただいております。

1点目の町づくりの将来ビジョンとして、私が町づくりに対するどのような認識を持っているかということでございますが、私の3期目のスローガンといたしますと、「交流から定住へ、そして誰もが主役になれる町へ」ということでございます。このことは、前任期中から取り組んできたことをさらに強く推し進める取り組みといたしまして、その思いを込めたものであります。

御存知のように周防大島町においては、昨年10月に実施された国勢調査におきましても、前回平成22年の国勢調査から1,885人減少した1万7,199人となりました。このように5年ごとに少子高齢化の進展に伴う人口減少は止まっておりません。

国の社会保障人口問題研究所の人口推計では、20数年先の2040年には、周防大島町の人口が8,495人と、現在の半分になるという推計予測も公表され、消滅可能性自治体に名を連

ねたところであります。これらの予測は、何もしなければという条件下での予測ではありますが、大きな衝撃を受けたところであります。

同様に、これまで周防大島町の基幹産業であった農業や漁業についても、販売単価の低迷や高齢化の影響やイノシシ等による被害を受けまして、経済規模の縮小や後継者不足が続いております。こうしたことは周防大島町だけの問題ではなく、地方と呼ばれる全国の市町村、国を挙げての課題と認識をいたしております。

国は、平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法をつくり、情報面の支援、総合戦略策定に係る人的支援、さらには税財政制度等の支援を行うこととしております。県も、山口県活力創出本部を設置し、広域施策や基盤施策を中心とした県の地方版総合戦略を策定いたしました。

同様に周防大島町におきましても、平成27年12月に、周防大島町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、それを内包する町の最上位計画であります周防大島町総合計画を平成28年3月に議会に議決をいただき、5年間延長し策定をいたしました。さらには過疎地域自立促進計画も平成28年3月に策定をいたしております。これら長期計画が町づくりの将来ビジョンの根幹をなすものであります。

特に、周防大島町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中では、人口減少と地域経済の縮小を避けることは困難ではありますが、克服するための取り組みとして、産業振興による雇用の創出、人口の社会増の持続、結婚・出産・子育て環境の整備、持続可能で元気な地域社会の形成という4つの基本目標を掲げ、取り組むことといたしております。

それらの取り組みは行政だけで完結できるものではなく、町民が各々の持てる力を出し合い、共助、協力の町民の総力戦でなし得るものと考え、全ての町づくりビジョンの成就につながるものと認識をいたしております。

続いて、2点目の具体的な成果と課題につきましては、これまで2期の取り組みといたしまして、財政の健全化や農業漁業、町固有の財産である自然、観光を核とした修学旅行生の誘致などの取り組みを通じて観光交流人口100万人を目指し、2期目はさらに「交流から定住へ」を合言葉に人口の社会増を目指して取り組んで参りました。

その結果、平成19年に87万人でありました観光交流人口は、平成27年、昨年は98万人に伸びてきたところをごさいます。平成19年から27年の間で約11万人の交流人口の伸びが見られております。そして、目標であります交流人口100万につきましては、この平成28年は必ずや100万人に到達するものというふうに思っております。

人口の社会増減ではプラスを目指し取り組んでおりますが、この途中2カ年は転入者が転出者を上回るということもございました。人数的には平成24年の19人、平成25年の23人という数でございますが、このように社会増が起こってきたということもございまして、これは短期

で評価することではないかもしれませんが、社会保障人口問題研究所の推計より国勢調査ベースでは、人口減少が364人抑制できたということにもなります。定住や安心安全な町、健康づくりへの取り組みの成果があらわれたのではないかというふうに思っておりますが、先ほども申し上げましたように、短期で評価するような問題ではないというふうにも思っているところでございます。

しかし、出生と死亡という自然増減データにおきましては、年によって若干のばらつきがあるものの、国調ベースで平成22年から平成27年までの5年間平均で377人もの人口減少となっております、単年度です。

これら少子高齢化の影響によりまして、自治会での道路維持や環境整備、文化活動など、自治会の運営に窮する相談や産業の後継者不足、経済活動の縮小など、あらゆる分野で課題となっていると認識をいたしております。

3点目の官民共同の必要性に対する認識についてでございますが、既にお答えした部分とも重複することもあるかと思っておりますが、行政が主導で行うべきもの、民間にお任せして行うほうがよいもの、そして住民が主体となって取り組むべきもの、町域における課題解決の方法には、さまざまなケースと対処法があると思っております。地域の課題解決の中でもとりわけ地域づくりにおいては、自分たちの住む地域を人任せにするのではなくて、自分たちで考え、取り組み、実践していくことが必要でありまして、その仕組みづくりが大切と考えております。

人口減少は確実に進行しております。少子高齢化の進展に伴う人口減少、地域、自治会機能の低下は避けられぬことと危惧をしております、その維持に対する対策として、町民の知恵と力を出し合い、住民が主体となった町づくりを進め、行政のすべきこと、民間ですべきこと、住民がすべきことを十分認識しながら将来に向かってのかじを取り、住民活動を支援していきたいというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ありがとうございます。

済いません、一つずつちょっと質問させていただきますが、最初の1項目めの情報公開についてですけど。今、御答弁では速やかな開示をしていただいていると、心がけているということですけど、条例で30日以内の開示決定期間というのが定められているので、それ以内であれば条例上は問題ないんですけど。ただ、この条例の30日というのを見てみると、近隣市町では15日のところが多くて、県などは10日というふうになっております。

決して他市町に合わせる必要があるというわけではないんですが、開示請求する住民の方にとっては、今必要な情報だから見せていただきたいという思いで出されるのでですね。例えば30日いっぱい出して、実際に開示するのは35日とか、書類を見るのは35日たってからと

かということになると思いますが、それだけの期間がたつと、もう情報自体死んでしまってるというか、もう意味をなさないこともあるので、その辺は決して近隣市町に合わせるということではなくて、できるだけ早く出す必要があると、そのためには条例でまずは30日という、その根拠が何かわかりませんが、この条例自体をもっと短くする必要があるのではないかと思います、その辺について御見解があればお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 条例での開示期間30日というのは、もちろん承知しておりますし、近隣が15日とかになっているということも私も承知しております。そういった中で私ども運用の面で、確かに直ちにできるものはすぐやる。要するに請求の文書によってそれぞれ条件違いますので、通常、全部公開できるものは直ちに決定を打っていると思いますし、非開示の部分がある、そういった検討を要する文書もございますので、そういったことを踏まえまして、できるだけ早くやるようには努めております。

ただ、その条例を改正するかという点については、今のところ条例改正の予定はございませんが、運用の面でできるだけ早く開示決定をするという考えでおります。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ありがとうございます。運用の面でできるだけ早くやっていただけるというのはわかるんですけど、運用でできるのであれば、条例自体を改正しても何ら問題はないのではないかなと思いますが、その辺はすぐということじゃなくて、今後その条例改正について御検討いただけたらと思いますけど、その辺の御意思というか御見解をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今、総務部長が申し上げたとおりで、できるだけ、内容にもそれぞれありますので、全てをと今言うわけじゃなくて、早くできるものは早くしたいということがあります。

もう一つ、今のこの問題だけじゃないと思いますが、やはり今、周防大島町のこの行政の執行体制というのが分庁方式ということになっておりまして、あちこちに部署が分かれており、そしてまたそういう連絡網というのも大変、できないちゅうわけじゃ当然ないんですが、そういうことも若干影響しているのかなというふうに思っております。

しかしながら、30日だから30日にするというのではなくて、できるだけある程度早くしたいというふうに思いますし、また、その様子を見ながら条例改正に持っていければ、それはまた条例のほうの30日を改正することにはやぶさかでないというふうに思っておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。



○議員（５番 田中 豊文君） ありがとうございます。文書にいろいろあって、３０日で開示できないものもあるという場合もあると思います。その場合は条例で３０日は延長できるという規定がありますので、１５日にしたから、１０日にしたからといって１０日以内で必ずしも、全ての文書を１０日以内に開示しなきゃならないということはないんで、その辺の規定もありますので、私としては３０日をなぜ３０日なのかなというところがちょっと理解できないというか、実際に１５日で開示してるのなら１５日にすればいいんじゃないかなと思いますけど、その辺は条例改正の議論をしていけばいいと思いますが、その議論を今後一切しないのか、していく御意向があるのかということだけ、ちょっとお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） いや、その議論は十分やっていたらいいと思います。反対に３０日あるから３０日を守っておるというわけでは当然ないわけでごさいますして、反対にその中から柔軟に早く開示決定ができるものは早く開示決定をするということでごさいますし、反対に今、田中議員が御指摘の１５日にしとつても、それは延ばすことはできるじゃないかということは、反対に言えば３０日にしとつても１５日で、１０日で打てるものは打てるじゃないかということでございまして、それは必ずしも条例改正にこだわるということではないんじゃないかと思いますが。

しかしながら、この条例改正をするということになると、原則は１０日なら１０日になってしまふ、そのことによって、今の私たちが取り組んでおることが、本当にきちんとそれができるか、それを１０日をいつも原則外に延ばしていくということになるんでは、またその条例改正が本当に有効ではないということにもなると思いますんで、そこら辺は、今現在出ておる内容の中身がどうなのか、実際にどのぐらいの状況になっておるのかということをお勘案しながら、条例改正にはまた取り組んでいけたらというふうに思っておるところでございまして。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（５番 田中 豊文君） ありがとうございます。３０日にこだわっているわけじゃないんですけど、やっぱり一つの縛りというんか、開示決定に対する、これを３０日あるから３０日という意識が働かないとも限らないので、そこを条例を、３０日をなぜ３０日にしたのかというところもあるとは思いますが、１５日、近隣自治体で１５日にできるんなら周防大島もできるはずなんで、そこは自治体としての情報公開に対する意識の持ち方一つじゃないかな、その重要性の意識の一つじゃないかなと思いますから、今後議論をしていただけるということなんで、条例改正に向けて御検討いただけるということで、受け止め方でよろしいでしょうかね。いいですかね。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） そういう認識でいいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ありがとうございます。

それと、町民活動の支援については県からの要請もあって、今後、町民活動支援センターのほうの設置について前向きに御検討いただけるということで、できるだけ早くその設置に向けて実現を図っていただきたいということもありますが、何よりその、町民活動という民間の方の活動にかかわることですので、その検討する段階で、行政だけで全部中身を決めてしまうのじゃなくて、十分、現場の声と言いますか、実際に町民活動されている方の声を聞いて、その町民活動支援センターなり、そういうものの支援センターの姿というものをつくり上げていただきたいと思いますけど、その辺の認識についてお聞かせいただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） これ今、田中議員さんから町民活動支援センターの話が、質問出ておりますが、実は他の団体からも何件かそういう要請を受けております。例えば、そのNPO法人を立ち上げて活動している方もおりますし、全く任意の団体で活動しておられる方もおります。

任意で活動している方も、実はNPO法人を立ち上げたほうがより効果的ですよということは、私が申し上げておる団体もあります。しかしながら、なかなかNPOを立ち上げるとか、そういう事務的処理とか、これらがなかなか不得手なのだというふうなことをいただいております、それらについて支援ができればというふうなお話もしておるところでございます。

また、これはまた新しい動きではあるんですが、有機栽培に取り組みたいというふうな団体が、グループがあります。有機栽培に取り組みたいと言うけども、有機栽培というのはきちんとした有機JASの認証を取らなければ、有機のようなものというふうなことになりますし、自然農法とか自然栽培とかいうくくりで、特に認定がない状態で続きます。

そうした中で、有機JASをぜひとも取られたらどうですかということも申し上げておるんですが、それが大変な立ち上げのときに労力がある、そしてまた有機JASは毎年更新が必要だというようなこともございまして、これらについて、ぜひともそういう支援していただけるセンターがあれば、大変ありがたいというような御意見もいただいております、要請もいただいております、ごさいまして。

これらも踏まえて先進地等の調査もしながら、どのような形がいいのか。先ほどの答弁の中にもいたしました、大島のこの地理的なことを考えますと、どこでどのようにやっていくのが一番いいのかとか、いろいろ課題はたくさんあります。もう少し具体的な詰めの研究をしてみたいと思っております、ごさいまして。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ありがとうございます。

もう一点、町づくりのビジョンについてなんですが、質問の意図は町長の町づくりに対する思いというんですかね、リーダーとしての強い思いがあると思います。その計画書の中身云々ではなくて、なかなかこういう場で御答弁いただくのは難しいかもしれませんが、そういう町長のリーダーとしての町づくりについての思いがあれば、ちょっと確信部分をお聞かせいただきたいなと思ったんですが。

とにかく、これからいろいろ非常に厳しい時代にあって、やはり周防大島も何か一芸に秀でた町づくりと言いますか、そういった特徴のある一つのコンセプトと言いますか、明確な柱を持ったそういう町づくりが必要ではないのかな。そういうところに町長さんは、どういうふうな思いを持っておられるかなというところをお聞きしたいと思ったのですが、何か御答弁ありましたらお願いします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 将来ビジョン、そしてまた町長としての方針とか、または考え方というものをお聞きしたいということでございます。将来の構想展望というのは、先ほど申し上げましたように、やはりいろいろな計画がございますし、また周防大島町の総合計画をはじめとするそれぞれの長期計画が、これが町づくりの根幹をなすものであるというふうには考えております。

今、議員さんの御質問は、それよりももう少し私の個人的な思いが何かということをお聞きしたいということでございますので申し上げたいと思いますが、将来の構想展望は今言いましたように、それぞれの計画がございます。私のこの町づくりと言いますか、町長としての方針といたしますと、やはり目指す方向性とすれば、幸せに暮らせる町づくりということに集約されると思っておりますし、私の基本的な考え方を申し上げたいと思いますが、町長室にもものぞいて見ていただきたいと思いますが、「至誠と調和」という額を掲げております。至誠というのは、まさに最大の、究極の政治姿勢だというふうに感じておりますし、調和というのはハーモニー、調和のとれた施策ということでございまして、基本的な考え方とすれば、至誠と調和をモットーに大事にしておるということでございます。

そして、さらに町づくりの方針とすれば「観光交流人口100万人構想」、それに対して2期目のときが「交流から定住へ」、そして3期目は、さらには今度は、この「交流から定住へ、そして誰もが主役になれる町へ」ということを言っております。誰もが主役になれる町へというのは何となく抽象的でわかりにくいと思いますが、私の思いは要するに交流から定住へということで、移住定住を大変大きな政策の柱に掲げておりますので、相当数の方々がUターン、Iターン、Jターンという形でから町のほうに入ってきていただいております。これらの方々にぜひとも活躍をしていただきたい、主役になっていただきたいと思うんですが、誰もがというのは、まさに

この町に、今ずっとこの町で育ってきて、この町に住んで、そしてこの町で頑張っておられる方もたくさんおります。それぞれの方々に思いをいたしておるわけでございまして、誰もが主役になれるというのは、今この町で頑張っている方、そしてまた外から入ってくる方、どちらも主役になってほしいという意味での思いでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ありがとうございます。

これからの町づくり、先ほどからたくさん出ておりますイノシシ対策にしても、地域一体となった取り組み、そのためにはやっぱり住民参加を進める、官民協働を進めるという、そういう意識が必要だと思いますので、ぜひその部分を大切にさせていただいて、町政を進めていただけたらと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 以上で、田中豊文議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩をします。1時から。

午前11時51分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問、次に、4番、砂田雅一議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 主な項目として4つの問題についてお伺いいたします。

まず、中学校の統合問題について、町長または教育長にお伺いいたします。

昨年12月の議会からこの問題は一般質問で取り上げられており、この間の議事録は十分読み込んできたつもりであります。

私は、教育委員会が行ったアンケートに対して、保護者の方の賛否が拮抗していることを重視すること及び中学生自身の多数がこの1校への統合に反対しているというこのアンケート結果を重視し、中学校の統合は、当面中止するかまたは延期をすることを求めたいと思います。

最初に、この統合に反対している方々は、具体的にどういう理由で反対を主張されているのか伺います。その反対理由に対する教育委員会の見解は、今は置いておいてください。反対の理由だけを具体的に御答弁願います。

2番目は、反対の意見を持っておられる方々の意見も尊重していくことは、民主主義として基本ですが、これまで反対の意見はどのような場でどのように議論が深められてきたのかお伺いします。

この間、何度も話し合いを行ってきたとされていますが、実際には保護者の方の中には、こういう意見の方も少なからずおられます。例えば、8月28日の話し合いでも、教育委員会の話は理想論ばかりで保護者の言うことを聞こうともしないという意見や、第三者の意見を重視され、親が意見を言う場がないため不信感を持っているという意見の方がおられます。

教育長はかねてから、中学校を一つにすることに保護者の賛否が拮抗していると、何度もおっしゃられています。実際にはその半数の方の意見は尊重されることなく、ひたすら統合を進めているというふうに受け止められていると思います。

具体的に、半数の反対の意見はどういうふうに尊重されてきたのか伺います。さらに今後、反対の意見を持っている保護者の意見をじっくり聞く機会を持つべきだと思いますが、そういう機会を持つお考えがあるのかどうか伺います。

3つ目には、学校統廃合の問題は、町議会での答弁でも大変重要な問題であるとし、町長も荒っぽくやるのはよくないと答弁されています。しかし、実際にはこれまで先ほどから申しているように、町民の方の受け止め方は、保護者の意見は聞こうともしない、とても荒っぽいやり方だと受け止めている。そういう方もおられます。

しかも、この問題での教育委員会の議論は、11月29日の教育委員会を除いて、全て非公開で秘密裏に行ってきました。御承知のことと思いますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第14条第7項では、教育委員会の会議は公開するとあります。また、この法律を受けた町条例教育委員会会議規則の第13条でも、教育委員会は傍聴できることを規定しています。町民の目の届かない仕組みをつくって、この大事な課題である中学校の統合問題を話し合ってきたのは、やはりかなり荒っぽいやり方であったと指摘せざるを得ません。

しかし、この問題は11月29日に行われた教育委員会からは改善され、全て公開されました。前進だと思います。傍聴の可否を委員に諮って決めるのではなく、法の趣旨にのっとって当然の義務とすることをこれからは求めていきたいと思います。

今後は、町民にとって大事な課題である統廃合の問題は、それに関する検討会議あるいは協議会など全て公開とすること、またそれに関する資料も全て公開していくことを求めます。

次に、イノシシの問題について伺います。

これも今までの議事録を読み、また、きょうの2人の方の質問とできるだけ重ならないよう、議論を深めるよう努力します。

まずイノシシの被害、今朝から議論がありましたのでもう省きます。

本町のイノシシは約十数年前に海を渡ってすみつき、それが増えてきたものであることに異存はないと思います。

環境省が出している特定鳥獣保護計画技術マニュアルというのがあります。この中にイノシシ

のことも書かれてありますが、これによると、元来生息していなかった島嶼などへの移入個体群については、完全排除（根絶）を目標として良いという記述があります。ただしこれは、都道府県単位での計画の一部として位置づけなければならないと付け加えられています。

また、この環境省のマニュアルは、根絶させてもよいとする理由として、よそから来たイノシシたちによる被害の防除という視点だけではなく、遺伝的な側面を含めた生物多様性の保全という視点から対応を検討する必要があるとしています。つまり、よそから来たイノシシが、もともとの大島の生態系を壊している可能性があるため、だからそういうところは個体排除、つまり根絶という方法もありますよという記述だと思うのです。

しかし、このことを県当局に問い合わせてみると、大島のイノシシが新たに入ってきたものということは間違いないようですけれども、それが人為的なものではなく、自然的な理由による移入個体群であるという見解のようです。また、椎木町長にも、その点きのうお伺いして、そのお考えのようです。

これは、どう考えるかの問題ではなく、事実かどうかという問題でもありますので、引き続き私としても調査課題としたいと思います。

しかし、それにしても大島のイノシシが、十数年前に新たに入ってきて、すみついていることに変わりはないのですから、大島の自然の生態系を壊しているまたは壊していく可能性があることに違いはありません。

環境省によると、本土のイノシシは農業被害、人的被害を防ぐ対象であると同時に、保護する対象であるとしています。本土のイノシシは太古の昔、弥生時代から住んでいると言われていたようですが、そういう自然分布のイノシシは絶滅を回避することが課題の一つだと言っています。だから、その場合には、すみ分けも一つの方法であることは私も理解できます。しかし、本町はそれとは違うと思うのですがいかがでしょうか。

実際問題として、広い大島のイノシシを絶滅させることが、かなり大変なことであることも理解しているつもりです。しかし、山のほうに追いやって、または囲い込んで、これから先ずっとイノシシと町民は共存していかなければならないのか、その辺を町長としてどのようにお考えなのかまずお伺いします。

もともと海から侵入してきたイノシシを山に追いやり、どこかに閉じめることが可能なのかどうかも甚だ疑問です。

次に、イノシシと共存するかどうかは別としても、毎日の被害対策は待ったなしの課題です。本町の捕獲数が増えつつあるのに、それでも、一方では被害も増え続けている。この状態から抜け出すには、1年間に何頭捕獲すればイノシシは減少を始めるのか、その数を大まかにではあってもはじき出す必要があるのではないのでしょうか。

その数は、恐らく現在の捕獲数よりも、さらに多くの捕獲数になることが予想されますが、それでもその減少する頭数をはじき出して、それにふさわしい体制をつくり上げていくことが被害を減らすことになると思うのですがいかがでしょうか。その生息数が減少し始める頭数を調査して、はじき出すことはできないのでしょうかお伺いします。

捕獲数を増やすために、町としても努力されていることは承知しているところです。私はできるだけ多くの方が、比較的簡単にまた安全にイノシシの捕獲に参加できる方法を工夫し、それを講じることによって捕獲数を大幅に増やす体制づくりを求めたいと思います。

そのために箱わなを大幅に増やし、要望があればすぐに貸し出しができるようにすることを求めます。聞くところによると、箱わなは需要が多くてすぐには貸してもらえず、順番待ちの状態になっていると聞いています。

町民の安全上の問題からは、イノシシの捕獲作業でけがをするケース。これは、わなにかかったイノシシを仕留めるときに何らかの原因でけがをするケースが最も多くなっていると聞きます。

それを防ぐためには、くくりわなよりも箱わなによる捕獲のほうが、より安全な方法と言えるのではないのでしょうか。さらに止め刺しの方法についても、町民にとって最も安全な方法を検討していただくよう求めます。

そして、捕獲したイノシシを仕留めて、それを処分する作業は、全てわなをかけた当事者に任せているのが現状ですが、多くの方は、一般的には穴を掘って埋めるという作業が考えられます。しかしこれでは、特にお年寄りが多くなった現状では、山の中で穴を掘るなどという作業も大変です。そのかわりに1頭につき7,000円が支給されるというのが現在のやり方です。

私は、捕獲頭数をより多くするための方策の一つとして、希望者には捕獲したイノシシを仕留めて処分をするまでを町が担うことを提案したいと思うのです。自分で処分できる方はそれでいいと思うのですが、そういう条件がない方は行政が止め刺しをして回収する体制をつくることを求めたいと思います。捕獲するのはいいけれど殺したり処分するのはできない、そういう方をなくし、そういう方でも身に迫っている被害をなくすために捕獲に参加してもらい、そういう環境をつくるためです。

箱わなの設置と捕獲方法には一定の知識とノウハウが必要であり、その講習ができる方を増やすことも必要かと思えます。そのためには、役場の組織機構の中にイノシシ猟の専門家を雇用し、例えば、現業職員としてその専門性を発揮できる部門をつくり、組織機構の面からも多くの方がイノシシの捕獲ができる体制をつくり上げることを求めたいと思います。こうしてできるだけ気軽に、できるだけ安全に、多くの方が捕獲に取り組める環境をつくっていくこと、きょうはこれを求めたいと思います。

次に、国保税について2点伺います。

まず、国保税の引き下げを求めます。山口県の平成27年度時点の県の資料によりますと、県内の各市と町の平均値と、本町の国保税の所得割、均等割、世帯割の料率が、医療給付費分においても後期高齢者支援金分、介護納付金分においても、山口県の自治体の平均よりも、全て高くなっているのが実態です。

例えば、医療分においては、所得割の県平均が8.6%であるのに対して本町が8.9%、均等割額が県平均が2万6,601円に対して本町は2万7,400円、平等割は県平均が2万5,094円に対して本町は2万5,800円というふうに全て高いのが実態です。この定額の均等割と平等割の県平均の金額を本町のコネ額との差額は1,505円です。つまり世帯主の方の税負担は毎月1,505円高くなり、1年間では1万8,060円も県平均よりも多くの国保税の負担をしていることになっています。

この点からの国保税の引き下げが必要になっています。そのための財源についてです。国は、平成27年度から低所得者が多い自治体に対する財政支援の拡充を目的として、国全体で1,700億円を新たに予算化して、国が50%、県が25%、それに町が25%上乗せして、国保会計に繰り入れるという制度をつくっています。

本町の当初予算では、保険基盤安定繰入金の保険者支援分として、5,625万円の繰り入れが行われ、さらに今議会に上程されている補正予算で209万4,000円が増額されようとしています。

この制度で国は被保険者1人当たり5,000円の効果があるとしています。また、来年度からはさらに国の予算でもう1,700億円の公費投入が行われ、これを合せると、1人当たり1万円の財政改善効果があるとしています。この財源を充てることによって国保税の引き下げを行うべきです。

国保税の2番目の問題は、この国保税が高くなってしまった根本的な原因は、1984年までは医療給付費に対する国庫負担金の割合が45%あったものが、38.5%に引き下げられ、その後もどんどん引き下げられてしまっていることにあります。この国庫負担金をもとに戻すことが国保税の町民負担を軽減する最も効果的な方法です。

全国町村長会、全国町村議会議長会として、さきに述べた1,700億円と1,700億円の合計3,400億円の公費投入を確実にを行うことを求める要請を国に行っており、これはこれとして結構なことだと思います。

これとともに、法定された国庫負担をもとに戻して、将来にわたって向上的な国保財政の確保に向けて、引き続き声を上げていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

大きな柱の4番目に、来年1月に米軍岩国基地にまず10機の配備が、その後さらに8月に6機が配備されようとしています。このF-35Bステルス戦闘機の配備計画に、留保という態



度ではなく、町民の安全を守る立場からきっぱりと反対の立場に立ち、その旨を表明することを求めます。

このF-35Bステルス戦闘機は、F-18ホーネットやハリアーにはなかったステルス機能を持ち、レーダーにかからないように敵地に侵入することができる機能を持っています。しかも、核兵器も搭載可能になることも国会で明らかにされています。特にこのステルス機能はこれまでになかった機能です。明らかに基地の機能拡大強化になるものであり、容認するべきものではありません。

アメリカ国内でも、バーモント州のバーリントンにある米空軍へのF-35Aに反対の運動が起こり、訴訟にもなっていると報道されています。また、F-35のステルス性能のために使われている塗料は、かなり有害なものであることを主張しているアメリカの弁護士もいるようです。

非核平和都市宣言をしている周防大島町の上空を、核兵器を積む可能性もある戦闘機が飛ぶというのは、この非核平和都市宣言の趣旨からも許されないものと思います。町長として、町民の安全を守るという立場に立ち、配備反対の意思を表明されることを求めます。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 砂田議員さんの中学校の統廃合についての御質問にお答えします。

第1番目の御質問の、統合に反対の中学生や保護者の意見が具体的にどのように尊重されてきたのかですが、昨年の中学校統合に関する町民意識調査につきましては、先ほど平野議員の答弁でも触れましたとおり、平成19年4月の中学校統合方針を尊重し、1校統合を前提として行ったものであります。

したがって、町民意識調査の全体を通して、統合賛成系の意見を示された方に対する、統合した場合の校舎の位置やその時期並びに統合した場所に期待する施設設備などの意見を求めていますので、この部分の質問項目が多くなっております。

しかしながら、その結果については、その後の学校運営協議会での説明会や広報での掲載について、賛成系意見及び反対系意見について、客観的に公平に説明してきたものと考えております。

本年2月に行いました学校運営協議会での説明会においても、すでに議員の皆様にお配りしております町民意識調査報告書に基づき、保護者の意見が割れていること、中学生生徒の反対系意見が6割を超えていることや、その反対する理由についても分析資料を使って説明したところがあります。

また、広報についてもこれらのことについて同様に掲載しており、本年8月28日に行った合同学校運営協議会の広報掲載記事においても、どのような規模の学校がよいかとの問いに対しては、クラス替えができる学校や部活ができる学校等、統合による生徒数の増を求める意見とともに

に、現状の小規模校でも生徒がお互いに切磋琢磨しているなど、双方の意見があることを紹介し、統合校数についても1校案を支持する意見とともに現状維持の4校や2校または3校案まで、さまざまな意見があることを紹介しています。

次に、2番目の中学校統合に反対する意見は、具体的にどのような理由を持っているのかですが、町民意向調査の反対系意見の理由としては、保護者と生徒は通学距離や通学時間が長くなるが最も多く、教職員と学校運営協議会委員は地域と学校とのつながりが薄れ、地域が寂れるが最も多くなっています。

その他、生徒では、統合により新しく一緒になる生徒との人間関係が心配であるが多く、保護者と協議会委員では統合しないほうが一人一人の学習状況が把握しやすく、きめ細やかな指導が可能が理由として挙げられています。

また、学校運営協議会での反対系意見では、地域から学校がなくなると人口減の加速度が増すや、通学時間の増加により部活の時間が減るなどの意見が多く出されています。

次に、3番目の学校統廃合の問題についての全ての会議は、結論だけでなく、審議の経過をすべて公開で行うよう求めるについてですが、議員の御指摘の件は、特に教育委員会協議会の非公開の件であると考えます。これまで中学校統合については教育委員会での活発な議論を行うために、告示や議事録作成を行う教育委員会本会議ではなく、いわゆる協議会の場で行ってきました。

しかしながら、砂田議員より公開にすべきとの御意見があり、また、本会議とともに協議会の傍聴の請求がありましたので、先月29日の開催した本会議後の協議会については、私のほうが委員にお諮りした上で、協議会の公開について決定したところであります。

私がお諮りしたのは、教育委員会議はもう公開になったんですが、協議会の場合、今まで慣例として非公開にしておりまして、私の独断で決めるのはいかがなものかなと思って委員に諮った次第です。

今後につきましては、本会議においてこの協議会で行っていましたが協議の部分の本会議の議案として上程し、全体を公開し議事録作成対象としたいと考えております。なお、プライバシー保護の観点から、非公開とする場合もあることを御承知ください。

それから、先ほどの意見の中で、あまりにも荒っぽいやり方ではないかという御意見がありました。私たちは、平成19年4月に出された学校統合方針を重視しています。2年半の時間をかけてしっかり決めて、この統合方針があるから情島中学校を除く8中学校が4校に統合されたと思っています。

4校統合の前提がこの統合方針である、もしもこの統合方針を修正する、変更するとしたら、しっかりした手続があるだろうと考えています。必要な修正の手続としては、その根拠として、平成29年4月に1校の統合を目指す、社会情勢の変化や保護者、地域の声に配慮しながら進

めること。ここが、もしも万一変えたとしたら根拠だろうと思います。

それで、アンケート調査の結果は保護者だけ言うと半々です。これは逆にどちらかに7、8割賛成、どちらかに7、8割という賛否がはっきりしてしまっていたら、その方向で次のステップが踏めたと思います。ただ、あの状態では次のステップに踏み出すことは難しいと考えました。そこで、保護者の代表、地域の代表、教員の代表からの学校運営協議会で再度調査する。言いかえまして、2回目の民意を聞いている状態で今集計を図っているところです。

私たち教育委員会としては、この学校統合の方針はまだ生きている。教育委員会でも、町長さんも議会でも、この統合方針は変えますというのは、どこも決議していないんですね。してない以上はまだ生きてる。それを前提にやってきて、ただ、今言いましたように、社会の情勢の変化や保護者、地域の方に配慮すると、これは本当にこのままでいいのかどうかという今一緒に検討している最中です。その辺で、これを前提にしていますから、やってきたことが少し荒っぽく見えたのかもしれませんが、ほかもあるかもしれませんが。

それから、保護者の意見を聞くことについてですが、これは学校運営協議会あるいは校長さんたちにも説明したんですけど、私たちの説明が要る、話し合いに行ったほうがいいところは言うてください、行きますから。実際に4校に出向いて説明をし、意見交換もしています。もちろん御意見では、なぜ14校行かなかったのかという御意見もあろうかと思いますが、求められたら行ってる。だから、保護者の意見を遮断しているわけではございません。

それから、いろんな協議ですが、これ、ある学校ですが、学校運営協議会、PTA総会、各学校地区懇談会等で14回協議して、延べ350人以上の参加者がおられて熟議をして、学校運営協議会の回答を出された学校もあります。だから、地域によって若干というかかなりかもしれませんが、温度差があると思います。

私たちのほうも、まだ、この学校統合についての方針は消えてない。その立場と保護者から御要望があれば出かけてきたということは、ちょっと追加して説明させていただきます。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 私からもちょっと今の学校の統合の問題について、話しておきたいと思いますが、今教育長が申しあげましたとおりでございますが、これは合併後のことでございますが、今4中学校と情島小中学校になっていますが、4中学校に統合されるときに小中学校統合問題推進協議会というのが、たくさんの皆さん方に参加いただいて、この協議会ができました。この協議会ができた中で、結果的に、今の4中学校に統合するっっちゃう結論が出て、今の4中学校が誕生しておるわけでございます。

そのときに、平成19年4月にそれが出されたわけでございますが、その中に今の1中学校を目指すということが、答申で出ておるわけですから、当然それをまず前提に各学校運営協議会な

り、いろいろなところでそういう説明をしてきておるわけでございますから、荒っぽいと言われても、この答申が何もないんだという、ゼロベースならまたやり方も違ったと思いますが、まずは、この答申は今でも生きておるということを前提に学校の統合問題を始めておるわけですから、それで、1校統合だっというのが先に出てるじゃあないかというふうに議員さんはおっしゃられるかも知れませんが、実はそれは、平成19年4月のときに出たその方針をまず皆さんにお知らせして、そしてまた、そのことを前提にお話を進めさせていただいておるというのが現状でございますので、そのところは誤解のないようにぜひともお願いしたいと思います。

だから、特に荒っぽいやり方をしておるというわけじゃあないというふうに私は思っております。

イノシシでございます。

既に、平野議員、吉田議員さんからの御質問にお答えしたところでございますが、砂田議員さんから本町の生態系を壊している可能性があって、本町のイノシシは全て根絶するという基本的な姿勢を持つことを求めるということでございます。生態系を崩しておるんじゃないかというのは私も感じておるところでございます。

まず、生態系の崩壊でございますが、私も特別に鳥獣の専門的なことについては別にいたしまして、イノシシは現在、西日本全域から関東、東北エリアまでにその生息域を広げているとの報告が自然環境保全基礎調査等によって発表されております。

また、山口県では、第3期の第二種特定鳥獣、イノシシでございますが、管理計画が策定されております。

簡単に背景や目的を説明いたしますと、イノシシは狩猟資源として、また生態系を構成する要素として重要な役割を果たしているが、本県のイノシシによる農林業被害は、野生鳥獣による被害の4割以上を占め、農林業に深刻な影響を与えているとして、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間、生物多様性の確保、農林業の健全な発展の観点から、イノシシ個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、その生息数を適正な水準に減少させることを目的として、第3期第二種特定鳥獣、イノシシですが、管理計画を策定してございまして、今年度が最終年度となっております。

県としては、計画的なイノシシの管理を行うために、イノシシ対策検討会及び自然環境保全審議会鳥獣保護部会において、本計画の進捗状況を評価し、必要に応じて保護管理目標等の見直しを検討することになっておりますので、砂田議員さんの言われてるところのイノシシは全て根絶するという基本的な姿勢は、今のところ私も、県の管理計画もあるということになりますので、即座に根絶をやろうということはちょっといかがかなというふうに思っているところでございます。

次に、多くの方がイノシシの捕獲に取り組みやすい環境をつくるということを求めるということについてでございますが、当然、狩猟免許が必要なわけございまして、その狩猟免許につきましても、町からも助成をして狩猟免許を取っていただきやすい環境をつくっておるということでございます。

その中でございますが、次には狩猟免許を持った方が箱わなを設置しなければならないんですが、その箱わなをさらに増やすことについてでございますが、現在、町所有の箱わなは21基ありますが、全て貸し出しております。本年度も10基購入する予定であります。来年度も当初予算で計上をしようというふうに予定をしております。

この箱わなをどんどん増やしてから、皆さんに貸し出せばいいじゃないかというように御質問があったと思いますが、実は箱わなは、箱わながあつたらすぐかかるというもんじゃなくて、物すごく餌の管理をきちっとやらなければ、箱わなでは獲れないということで、町内の猟友会の皆さん方は、あまり、箱わなでの捕獲に取り組んでいただいていないというのが現状でございます。

貸し出した状況も私も見ておりますが、全てじゃありませんが、何カ所かで貸し出した箱わなを見ておりますが、やはり毎日餌をきちんとやって、それもはじめは、ずっと餌付けをするっていう状態で、獲らなくてそこでずうっと、そこで餌付けができるという状況をやって、そしてある一定期間があつて、それで、イノシシが恐れなく、その箱わなの中を自由に通行するというふうな状況になって、初めて箱わなが有効になってくるということでございます。

田布施のほうで箱わなの名人という方にも、うちの職員や一般の方も一緒に研修にも行かせていただきました。ただ、非常に手が掛かるなというふうに思っております。そこで、箱わなを購入することにやぶさかではありませんが、箱わなだけで、設置でっていうことではないというふうに思っております。

要するに箱わながあれば捕獲ができるというもんでもありませんので、きちんと管理ができるということを前提にそういうことがあればまたその設置もやっていきたい。せっかく貸し出しても管理していただければもったいないということになります。

そして、わなで捕獲されたイノシシの処分が、捕獲した本人ではなくて町が処分したらどうかということでございますが、今のところ個人の方々が、どうしても処分ができないから町にやりに来いというようなことは、ないことはないんですが、あまり多くあるわけじゃあございません。

町が7,000円、国の補助で8,000円ということがありますので、当然1万5,000円は獲って処分した方に御支払いしておるわけですから、当然、処分を別の人にお問い合わせするっちゃうことになれば、その1万5,000円がどういう配分になるかということになると思いますので、当面、今のところは1万5,000円支払って、そして捕獲した人が処分していただいておりますというふうに思っております。特に処分を町のほうにやってくれよというようなお話はあまり聞

いていないということでございます。

もう一つは、どういうふうに町が処分するということになるのかということもでございます。お金が少なくなるちゅうのも一つありますが、もう一つは、町のほうで処分をするっていうことになりますと、当然、人の問題があります。そして、町内全域でございますので、どのぐらいの、そして、いつそれが処分やってくれていうのが出てくるかもわかりません。そういうことを考えますと町が人を雇用して、そこにおいって、そういうあったらそこに行くというふうなことが果たして現実的なことかどうか。

もしまた、今現在は獲った人がきちんと処分をしていただいておりますというふうに理解しておりますので、果たして町のほうにどれぐらいそれが出てくるのかということもありますので、研究はしてみたいと思いますが、今現在のところは、そう特にそういうお話は何っておりません。

イノシシのことにつきましては、同じこととなりますが、猪対策特別委員会を設置いただいておりますので、ぜひともそこでも十分な議論をいただきたいと思っております。

そして、数はどうかということでございますが、数は、先ほどからの前の議員さんにもお答えしたとおり、例えば、1万頭おるとか、うちの人口、周防大島町の人口1万8,000人より多いよとか、3万頭はおるといようなこともございますが、特に、それをきちんとした資料に基づいてから、きちっと頭数をはじいたというケースはございませんので、私たちもその個数については何とも言えないというふうに思っております。

そして、今、要するに絶滅させるべきだということではございましたが、実はイノシシというのは、1歳で85%子供を産むそうです。2歳になると100%産むということだそうです。そして、それが平均4.5頭、大島では6頭産んじょるよという声もありますので、大体このイノシシの数を減らそうとすると、今おるイノシシの7割以上を捕獲しないと減らないということに、数字上はなるんだそうでございます。7割以下であれば、獲るよりも生まれてくる方が多いと、全体の数が増えておるといことになりますので、例えば1万頭、仮におるとしたら、そのうちの7割ちゅうこととなりますと7,000頭ですから、はっきり言って不可能だというふうに私は今思っております。

そういうふうな資料もございますので、また特別委員会にも出させていただきたいと思っておりますのでございます。

それともう一つ、獲る人をどんどん増やしたらどうかということではございますが、これも先ほどちょっと申し上げましたが、狩猟免許が必要なので、狩猟免許の取得にも、そしてまた狩猟するときのわなにも、全て助成をいたしておりますので、免許の取得者、そして、獲る方はできるだけ増やすという努力はいたしておりますが、こちらからそういう助成はしていますよというのはPRしておりますので、ぜひとも議員さんのほうからも勧めさせていただきたいと思っております。

ろでございます。

国保税のことでございますが、国保税の引き下げを求めているということでございますが、1点目の本町の国保税は県内でも高いほうにあるので、税率の引き下げを求めているという御質問でございます。

国保税のことについては、砂田議員さんは大変よく研究されておられますが、やはり国保税の一番税率や税額全体が高いということの一番の原因は何かと言うたら、やはり周防大島町の中で国保加入者の医療費が高いと。たくさん医療費が使われておることが一番大きな要因になっておると思います。

そして、先ほどもおっしゃられました、医療費のほうの国庫負担が下がっておるじゃないかということでございますが、これは、私たちが下げるとか上げると言うことではなくて国の制度でございますので、確かに国民医療費の国庫負担分は以前よりは下がっておるということが出ております。

だから、結果的にそうなると必然的に保険料が負担かまたは個人負担が増えるかということでございますので、この分野については、それは私たちも、先ほどおっしゃられたように全国町村会等を通じてから、いろいろと要望とか陳情も出しております。

そういうことですが、ここはなかなか私たちの恣意的にできるものではないということもあります。これは、ぜひとも引き続きその運動をしていきたいと思っております。

もう一点、国保財政支援の1,700万円、そして来年度で合わせて3,400万円を繰り入れをやるということに、約束にはなっておるんですが、実は12月14日のこの新聞なんですが、（「3,400億、億で」）と呼ぶ者あり）ああ、ごめんなさい。3,400億円で、1,700億円と来年の1,700億円で合わせて3,400億円なんですが、実は、12月14日のこの新聞なんですが、全国知事会など、地方3団体で協議を行って、国民健康保険に対する財政支援の減額案を示しておるというニュースが出ております。消費税が10%の引き上げが延期になっておりますのでということでございますが、今ここに出ておるのは、2017年に予定した国保の国庫支援が、1,700億円うち300億円ぐらいは減らそうということでございますので、なかなかこれもきちんとした制度にはなっていないなというふうに感じておるところでございます。

今、申し上げましたように、医療費が年々増加している状況でございます。この医療費の増高が国保財政悪化の主たる要因の一つとなっていることから、平成22年度から毎年恒常的に決算補填のため一般会計からの任意の繰入金を行っておりまして、また、平成30年度から実施される県単位による国保運営の広域化に伴う保険税の平準化に対応して、本町の医療給付水準に即した保険税率の調整を図るために、平成27年度において税率改正を行ったところでございます。

このような状況は、県内各市町の国保財政においても同様な状況でありまして、県単位による国保運営の広域化に伴う保険税の平準化を踏まえまして、県内19市町のうち、平成27年度には本町を含めて4市町、平成28年度におきましては7市町の国保税の税率改正を行っているという状況でございます。

このことから、御質問のとおり、現在のところ本町の国保税率が、県内の上位にあるということは承知しておりますが、現在、県単位による国保運営の広域化に向けて、県と各市町の連携会議等におきまして納付金等に係る実質的な検討調整を行っている段階でありまして、平成29年度中に地域の実情を踏まえて各市町の納付金の額の算定ルールや、国保の運営方針等を検討決定した上で、平成30年度の各市町の納付金の額や、標準保険料率を検討決定することとなっております。

これに伴いまして、本町においては平成29年11月を目途に、本町の国保税率の算定を行おうとしておるところでございます。

このようなことから、現在のところ、国保税を引き下げるということは、時期的にも困難な状況にありますことを、ぜひとも御理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目の国保税の町民負担削減を目的とした、医療費に対する国庫負担金の増額に係る国への要求を求めるということでございます。

先ほど申し上げましたように、町国保財政の安定的な運営には、御指摘のとおり、国の積極的な支援が不可欠であると考えますが、平成27年5月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律によりまして、今まさに、国保制度創設以来の大改正が行われようとしているところであります。

これに伴いまして、国においては、平成27年度から順次、低所得者対策の強化のために公費約1,700億円を投じ、保険料の軽減対象となる低所得者の数に応じて自治体への財政支援を拡充し、また、財政リスクの軽減に向けて、財政安定化基金を段階的に造成しているところであります。

さらに、平成30年度からは、財政調整交付金の増額、医療費の適正化に向けた取り組みへの支援であります保険者努力支援制度の実施等によりまして、毎年約3,400億円の財政支援の拡充を行うものとし、国の試算では、これによりまして被保険者1人当たり約1万円の財政改善効果が見込まれるということになっておりますが、先ほどの新聞等でも、なかなかそこまでいくには、少しまだ時間がかかるのかなという感じがいたしております。

今後、国保の県単位化に伴いまして、先に述べましたが、県において市町ごとの標準保険料率を設定するとともに、各市町が納める事業費納付金を決定し、各市町において県に対し当該納付金を納付する一方、保険給付に必要な費用は、全額、県から市町に交付される仕組みとなること



から、本制度改革により期待される効果といたしまして、一般的には、年度末の繰り入れの必要性が大幅に減少し、保険財政が安定すると言われていたところではありますが、県単位化後の国保運営方針など、その詳細は、今後決定される予定というふうになっておるところでございます。

このように、いまだ先行きが不透明な部分がございますが、国においては、国庫負担金の定率負担割合の引き上げにより、一律的に財政基盤の強化を図るのでなくて、本制度改革により、精神疾患数や非自発的失業者など、自治体の責めによらない要因による医療費の増加への対応や、医療費の適正化に向けた取り組み等の支援を指標に基づいて行う新たな支援制度の創設など、いわば特別な事情を抱える保険者や各保険者に対する、インセンティブの付与等に重点を置いた公費の投入が、さらに行われようとしているところがございます。

この制度改革の方針に沿いまして、今後も国の動向等を注視しながら、新たな制度への円滑な移行と、国県等からより一層の財政支援が受けられますよう、さらなる運営努力を行うとともに、適時、公費負担の拡充など、国保制度の改善強化等に向けて強く要望して参りたいと考えております。

F-35Bでございます。

砂田議員さんの、米軍岩国基地へのF-35Bの配備計画に対しまして、自立的な判断で反対することを求めるということについてお答えをしたいと思います。

F-35Bの配備計画における今日までの経過につきましては、本定例会初日に行政報告をさせていただきますが、改めてその概要を申し上げますと、F-35Bの我が国への配備は、平成25年10月の日米安全保障協議委員会（2プラス2）において、「概要はいい」と呼ぶ者あり）概要はいい、概要は。ちょっとまあ待っちゃって。2017年に配備されることが確認されております。配備先等の詳細は、日米間の協議のもとに岩国飛行場に配備することが正式なものとなり、本年8月県庁において、外務、防衛両大臣政務官からその説明がなされました。

その後、国に対しまして17項目の文書照会を行い、そしてまた、それに対する回答もいただいております。

その後、岩国市、和木町、そして本町においても、それぞれ、今のじゃありませんが、前の議会全員協議会を開催し、説明や意見聴取のもとに、本町といたしましては、F-35Bの岩国飛行場への配備については、これを了承することについてはやむを得ないとの結論とさせていただきます。ここで補足して申し上げますと、今回のF-35Bの配備につきましては既に配備されている機種の変更であり、本町としては運用において騒音の軽減など引き続き国に求めていく。また、F-35Bの配備は米軍再編とはリンクしないとしておりますが、本町としては米軍再編に伴う、安心安全対策及び地域振興策を要望しているところでありまして、引き続き国に対し、要望の実現に向け最大限の配慮を求めていくということといたしております。

これによりまして、11月8日に県知事及び関係市町の首長が、F-35Bの岩国基地配備に関する協議を行いました。国に対して受け入れを了承することを伝えるとともに、あわせて騒音対策や安全性の確保などを要望するといったしておりましたが、その日の夕刻にF-35BのクラスAの事故の情報提供があり、受け入れの判断は一旦留保し、早急に事故原因やその対策の詳細を説明するよう強く要請いたしました。

そして、11月29日及び30日に、県及び関係市町にF-35B出火事案の原因や再発防止策等の説明が行われ、本町といたしましては、今後の適切な情報開示と迅速な情報提供を強く申し入れを行ったのがこれまでの経緯でございます。

砂田議員さんの御質問では、町民の安全と騒音被害を守る立場から、受け入れ容認を撤回し、強力に反対すべきものというものでありますが、11月8日の受け入れの了承については、今回のF-35Bの配備はあくまでも機種変更であるということを前提といたしております。

その判断の基準としては、騒音状況にほとんど変化はないこと、安全性については機体そのものに問題が生じておらず、最先端のソフトウェアの装備により大きく向上していること、また、現行機とほぼ同様の運用が見込まれることから、運用面からも安全性に対する懸念は少なく、さらに、大気水質に特段の影響は生じないことが確認できたことが挙げられ、基地機能強化にはあたらないというものであります。

しかしながら、このたびの事故により機体そのものに係る安全性についての判断基準に疑念が生じたわけでありますから、これを払拭するための事故原因の究明や再発防止策の説明は必要であり、今後の適切かつ迅速な情報提供とあわせて、強く求めていきたいと思っております。

11月30日の中国四国防衛局長からの報告では、出火事案の原因は兵器倉内のワイヤーを束ねる支持具に不具合が生じたこと、航空機の安全を維持するための機能は正常に作動したことで、パイロットは機体を無事に問題なく着陸させることができたこと、機体の構造上の問題があると疑う理由はないと米側は判断していることなどの状況報告や、全てのF-35Bに対する点検を行い異常がないことを確認し、各飛行前後に支持具部分の点検を行うなどの再発防止策について、米側から情報提供があったことの説明がありました。

また、政府としても、米側が現時点でとり得る最大限の措置を施しており、現在、安全に運用されていることから、安全性に問題はないと考えているということでもございました。

山口県においては国の説明を受け、安全性に問題はないとする説明は一定には理解できるとしております。今後は、地元岩国市、そして山口県の意見も尊重しながら適切に対応して参りたいと考えておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 私の質問の時間を奪わないでください。あと5分しかないので、

もう、何を言おうか迷っているんですが。

学校の問題は、統廃合の問題ですが、私、1校当たりの校区の面積っていうものを出してみました。これは、山口県統計局が出している中学校数、生徒数を参考に出したんですが、中学校1校当たりの校区の面積です。今、山口県の全体の平均が36キロ平米です。周防大島町は今4校、情島をのけましたので34.5で、今4校でちょうど平均どころにあります。これが、仮に1校に統合した場合は、周防大島町の面積138キロ平米になる。これは、山口県でも飛び抜けた広い校区になります。その次が長門市の60キロ平米。これ中学校が6校あるんですが、1校当たりの校区の面積が60キロ平米。周防大島町が1校に統合した場合の半分以下。もう山口県ではこれは目が飛び繰り出るような校区の面積になってしまいます。

これはやはり、それは学校がどの位置にあるかによって、それは個々の条件は変わってきますけれども、ただ簡単で予想がつくのは、やはり不便になるっていうことです。どう考えても不便になります。

合併のときには、私も旧橋町で椎木さんたちと全ての地区を回って、町の説明を一緒に聞いて、一緒に要求も聞きましたが、どこでもやっぱり、周辺部が寂れるんじゃないか不便になるんじゃないか、町がいつもいやいやそんなことはありません、こうやります、ああやります、周辺部が不便になることはありません。そうやって説明して歩きましたよ。だけどこれは、1校にしたら面積が138なんてもう本当に山口県では、もう本当に驚くような面積になってしまうようなそういうところへ子供を通わせて、どれほど大変なことになるか、やはりこれは考えるべきです。

これ、周防大島町2校にしたって69キロ平米ですから、まだ山口県で一番多い校区の面積になって、まだほかにも言いたいこといっぱいありますが、もう時間がないので、そういうことから、やっぱり検討をしていく。

この数字を見て、教育長さん、あるいは町長さんはどういうふうにお感じになりますか。短く答弁してください。本当に短く。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 広いと思います。ただ、その広さと、ほかの考えと総合的な判断いると思うんですが、面積に関しましては大変広いと考えております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 広報に出てた反対する理由として一番多いのは、通学時間が長くなるということで、町民の方が反対の理由としてトップに挙げています。

この不便になるっていうことの最たるものが、この数値としても出てるっていうことは、そういう不安をもうもろに、事実な問題として町民の方にかぶせるっていうことになってしまう。そういう点からもやはり、これは再考するべきだと思います。

もう一つ、教育長さん、先ほど4校を回って話を聞いたとおっしゃいました。例えば、これからもそういう話し合いたいと、教育委員会が来るんならそういう意見を話し合いたいということがあれば、そういうものに応じるのかどうか。または教育委員会のほうから、そういう話を直接聞きますということで、そういう機会を持つおつもりがあるかどうか伺います。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） まだ、結論が出ていませんから途中経過しか話せないと思いますが、4校も説明をして意見を聞きました。そういう場合は、求められればつくりたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） あと国保について、今のその他分、町費単独分の繰り入れはそういう町費単独なんだから引き下げの財源としても、国はいろいろいちゃもんをつけてますけれども、できないことはないわけで、今の1,700億円分の今年度の5,600万円があるからその他分が少なくて済むと、今町長おっしゃったんですが、そういう考え方ではなくて、その他分も引き下げの財源として考えると、そういうこともできると思うんですがいかがでしょう。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） これまでも、一般会計からの任意の繰り入れ分、その他繰り入れと言っておりますが、これはやってきております。ただし、これについては、今まではずっと議論して参りましたが、決算のときの状況を見て、必要であれば一般会計からその他繰入金として繰り入れております。

そして、当初予算のときに、予算化した額を例えば下回る繰り入れであった場合には、それをそのまま繰り入れて、特別会計のほうの繰越金として、またはそれを引き下げの財源としてくれという、質問も過去に何度かありました。ただ、これまでは、決算をゼロ決算にするためっていうのが、一番繰り入れの額の上限であったというふうに思っております。

今議員さんがおっしゃられるように、町の一般会計からの任意の繰り入れ分っていうのは、まさにルールがない繰り入れでございますので、それを入れて、それで国保税を引き下げるということについては、より慎重にならざるを得ないというふうに思っております。

特にまた県下均一になる今度の次の国保の会計につきましては、なかなかそういうことは難しいんではないかというふうに思っておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、砂田雅一議員の質問を終わります。

---

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

次の会議は12月19日月曜日午前9時30分から開きます。

○事務局長（福田 美則君） 御起立願います。一同、礼。

午後 2 時02分散会

---